



経済・社会政策と制度派経済学(1)： 現代制度派経済学序説(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001764

経済・社会政策と制度派経済学（1）

——現代制度派経済学序説（2）——

上 村 雄 彦

V. 制度派経済学の諸特徴をめぐって

1. 既に明らかにした institution や institutional behaviour の重視という特徴を含んだ制度派経済学（以下、Ins. Ecs. と略称する）の主要なる特徴の全体を明らかにし、Ins. Ecs. とは何かに答えつつ、しかるのち表題が示唆する如き問題に答えるべく、その要としての ‘normative science’（規範的科学）或いは political science（政策科学）である’ という特徴について考察することにしたい。

2. Kapp によれば、Ins. Ecs. の諸特徴は次の如くである。

- ① 伝統的な経済分析の先入観（pre-conceptions）並びに隠された規範的要素への共通せる批判，
- ② 経済システムを開かれたシステム（open system）とみると、更に諸連関のよい広い社会・文化的ネットワーク（a broder socio-cultural network of relationsips）の一部とみるとこと，
- ③ 低開発（underdevelopment）並びに開発の過程を含んだ動態的経済過程の説明のための仮説として累積的循環的因果関係（cumulative and circular causation）の原理を共通に受け容れること，
- ④ 経済生活、社会生活における紛争（conflict）強制（coercion）勢力（power）の役割と意義へのゆきわたった関心，
- ⑤ 市場価格を個人の福祉（welfare）及び社会の福祉の殆んどの唯一の指標（exclusive index）とすること、並びに資源配分の効率性とか、意志決定一般の‘最適性’の基準とすることを拒否すること，
- ⑥ 現代技術によって支配されている企業（business enterprise）の経済（この様な諸々の企業活動を中心とする経済のシステムということである、筆

者）の特徴としての不安定性の問題への初期からの一貫した関心，

⑦ 社会的費用（social cost），及び社会的便益（social benefit）という現象によって提起せられた問題への継続的な没頭，

⑧ 人間労働や資本財の生産性の決定因として，更には開発の動態的要素として，科学技術が演じる役割への初期からの体系的な認識，

⑨ 貧困の除去，人種（race），膚の色（color），信条（creed）等の如何に拘りなき機会の均等，平和並びに民主主義的諸原則の維持といった明示化された価値（explicit value）を前提しつつ，技術文明における個人的社会的生活の質（quality）を批判的に分析するということの宣言，⁽¹⁾

⑩ institution，や institutional behaviour の重視，⁽²⁾以上である。

3. 以下我々は Kapp の列挙した諸特徴をその内容に照らしつつ，我々なりの解釈を加え，次の様に整理再規定することにしたい。

※主要参考論文

K. William Kapp. ① In defense of institutional economics, Swedish Journal of Economics LXX, No. 1, 1968, pp. 1-18 (柴田・鈴木訳「環境破壊と社会的費用」，岩波書店，1975所収) ② The nature and significance of institutional economics, Kyklos XXIX, No. 2, 1976, pp. 209-32 ③ The Open System Character of the Economy and its Implications, In Kurt Dopfer (ed.), Economics in the Future: Towards a New Paradigm, London: Macmillan 1976 (K. ドッファー編著「これからの経済学」，都留重人監訳，岩波書店，1978所収) ④ Social Economics and Social Welfare Minima, In T. K. N. Unnithan et al (eds.), Toward a Sociology of Culture in India, Essays in Honour of Prof Dr. D. P. Mukerji, New Delhi: Prentice Hall of India 1965, pp. 1-12 (柴田・鈴木訳「環境破壊と社会的費用」，岩波書店，1975所収)。なおこの論文は原文が入手出来ず，邦訳を利用している。

Gunnar Myrdal. ⑤ The meaning and validity of Institutional Economics, In Kurt Dopfer (ed.), Economics in the Future: Toward a New Paradigm, London: Macmillan 1976 (K. ドッファー編著「これからの経済学」，都留重人監訳，岩波書店，1978所収) ⑥ The Unity of Social Sciences, Plenary Address to the Society of Applied Anthropology, Amsterdam, March 21, 1975.

(1) 以上①～⑨は，Kapp ① p. 9～10.

(2) この特徴については，拙稿，現代制度派経済学序説(1){大阪府大，経済研究第29巻第4号，第30巻第1号(昭和59年8月)}(p.20～p.49)を参照されたい。

- ①. 根源的批判性 (特徴①に該当),
- ②. 一種のシステム論的接近, つまり, 各種のサブ・システム (sub-system) の相互限定的連関としての全体システム (entire system) という概念並びに各種のサブ・システムが各々開かれている (open) という認識によって導かれる如き接近 (②に該当)
- ③. 累積的循環的因果関係の原理 (The principle of cumulative and circular causation 以下 C.C.C の原理と略称する) の重視, つまり動態現象の論理化に際して C.C.C の原理を有力な仮説と考えているということ (③に該当),
- ④. 経済活動を制約する諸々の社会関係の複合体の認識, この様な諸社会関係複合体が経済活動をどの様に制約しているかについての認識, 更には諸社会関係複合体によって制約せられた経済活動のもたらす諸帰結がどの様にして当の諸社会関係複合体を変質させる機縁となるかの認識等々への関心 (④に該当⁽³⁾),
- ⑤. 市場経済の論理の無制約的な貫徹への批判, 従って又市場経済の論理の合理的規制が必要であるという考え方 (⑤に該当),
- ⑥. 科学技術と経済活動の様々な関連についての関心 (これは特徴⑥⑧に該当),
- ⑦. 社会的費用, 社会的便益という現象への関心 (⑦に該当),
- ⑧. normative science (規範的科学) 或いは political science (政策科学) であるということ (⑨に該当),
- ⑩. institution や institutional behaviour の重視, 以上である。

4. Kapp は Ins. Ecs. の諸特徴として以上の如き諸点を列挙しているが, 以下若干の説明限定を与えておこう。

(1) これらの諸特徴は Kapp が institutional economists と考えている経

(3) この特徴は Ins. Ecs. がその内に, 我々の所謂経済社会学, 社会経済学, 更には両者の統合を意図したより高次の経済学 (我々はこの様なより高次の経済学を経済体制分析と呼んできたが, ここではより高次の経済学としておく) を媒介することによってのみ十全なる意味で可能な認識を含み込んでいるということを示している。

済学者達（その中には Kapp 自身も含まれている）の諸学説から帰納的に抽出してきたものと考えられる。従って我々は制度派経済学者と規定しうる個々の経済学者の学説の中にこれらの諸特徴がすべて包摂せられているという様に考えてはならぬであろう。換言すれば Ins. Ecs. の形成という事業に参加しているすべての経済学者が自らの学説にとらわれることなく共通に容認する諸特徴がここに列挙せられているという様に考えねばならぬであろう。

(2) 個々の特徴をとり出すとその多くは別に Ins. Ecs. にのみ固有の特徴であるとはいえない。例えば normative science 或いは political science であるという特徴は、古典派経済学やケインズ経済学についても主張しうるところである。それ故に我々は Kapp が Ins. Ecs. をこれら諸特徴のすべてを構成要素 (integral part)⁽⁴⁾ として、それらから成り立っている一つの思想的複合体としてとらえているという様に考えねばならない。それと個々の特徴の抽象的規定にとらわれることなく、その内実に着目して、個々の特徴を理解することも必要である。例えば特徴の一つとして示した social cost, social benefit への関心というものは早くはピグーの厚生経済学に、又現代の厚生経済学にも見出されうるものであるが、social cost, social benefit のとらえ方、更には social cost の除去、social benefit の産出のための方策等その内実を問題とするときに始めて Ins. Ecs. (正確には制度派経済学者としての Kapp の経済学というべきかも知れないが) の特徴といいうものが浮び上ってくるということにも注意する必要があるわけである。そしてこのことは残余の諸特徴についても妥当するであろう。

(3) Kapp はこれらの諸特徴の中でとくに①②③を Ins. Ecs. のきわだつた主要特徴 (central distinguishing characteristics) と述べている。⁽⁵⁾ けれども①②③に關してもその一つ一つを問題とすると、Ins. Ecs. 以外の残余の経済学説の中にそれらを見出しえぬわけではない。根源的批判性という特徴は例えば Marx や Keynes に見出されるし、およそ新しい学説が誕生する際には常にそれに隨伴しているものといえよう。又、一種のシステム論的接近という

(4) Kapp ④P. 9.

(5) Kapp ④P. 9.

特徴についても Kapp 自身がその様な接近を試みた学者として Veblen, Myrdal の外に A. W. Whitehead, John Dewy, Joseph Needam, L. A. Kweber 等に言及しているところから⁽⁶⁾同様に論じうるであろう。更に C. C. C の原理の重視という特徴についても, Wicksell や Keynes の場合を我々は容易に指摘しうるであろう。従って我々は特徴①②③についても(2)で述べた議論をくりかえさざるをえないのである。

(4) Ins. Ecs. の定義については、既に考察をすませているが、その様な定義と、上述した諸特徴のすべてを構成要素とする一つの思想的複合体としての Ins. Ecs. の把握との間には、後者によって前者を補いつつ、修正充実させていくという様な関連を設定してもよいであろう。或いは一步つき進んで、Ins. Ecs. を上述した諸特徴のすべてを構成要素とする一つの思想的複合体として定義してもよいであろう。このとき、Ins. Ecs. と規定しうる個々の具体的な経済学説とこの様な定義を対照させることによって、前者の特質を、把握することが出来るであろう。

(5) Ins. Ecs. の諸特徴は既に述べた様に institutional economists とみなされている諸学者の学説から、帰納的に抽出せられたものと考えられる。従つこの様な諸学者としてどの範囲の人々をとりあげるかによって、抽出せられた諸特徴には多少の相違が生じてくることはやむをえぬところであろう。例えば、Veblen, Commons, Mitchell だけを考える場合と、Kapp の様に自らの外に、Myrdal や Galbraith まで含めて考える場合とでは、自ら諸特徴の把握に相違の出てくることは当然のことといえよう。例えば、R. A. Gordon は Ins. Ecs. の諸特徴を次の様にとらえているが、これと Kapp が列挙した諸特徴とを比べると両者が必ずしも一致しないということが明らかになる。R. A. Gordon がとらえている Ins. Ecs. の諸特徴とは次の如きものである。即ち、(i)伝統的経済学の原子論的社会観、その快楽主義的心理学とは異って、

(6) Kapp ⑥, 脚註(14) p.122.

(7) 早瀬利雄はその<ヴェブレン論試考——ヴェブレンの経済社会学的思想の背景——>(経済社会学会年報IV, ヴェブレンと制度学派所収の論文 p. 2~3)の中で、R. A. Gordon の議論 (R. A. Gordon, Institutional Economics. 1964 p. 124) を提示している。

デューア派の行動心理学に基づいて社会を文化過程としてとらえる、(ii)人間の社会的行為一経済行動を行ふが行われる制度的文化的環境による制約とそれに対する反作用、即ち相互作用においてとらえる、(iii)この様な進化過程としての相互作用において制度的環境は変化し、それとともに経済行動の決定要因も変化する、そこに見出される累積的変化の因果過程を明らかにしようとする、(iv)進化過程における重要な要因は近代化された産業技術の革新と近代資本主義の大企業制度である、前者の産業的要因、後者の企業的（金銭的）要因とは多分に矛盾する、(v)経済体制は市場メカニズムの作用によって均衡に向う調和ある静的秩序でなくて、社会的経済的諸利害の対立するダイナミックな秩序とみなされる、(vi)対立的な経済的利害をはらむ経済活動は社会的統制の下におかれる必要があり、それによって人間の経済的福祉を高めることが可能である、(vii)社会科学としての経済学を意義づける方法は帰納的歴史的な研究方法にあり、また隣接の社会諸科学—心理学、社会学、人類学その他政治法律の諸学の成果を吸収していくことにある、がそれである。明らかに Kapp の特徴把握と、Gordon のそれとの間には、共通する部分と、相違する部分或いは Gordon が明示的に言及していない部分とがあるが、とくに目立つ点の一つ

- (8) 伝統的経済学が原子論的社会観に依拠し、快楽主義的心理学の立場から、経済主体の行動を解明していることへの批判は Kapp にあっては、特徴⑩或いは①との関連で明らかにされていた。(上掲拙稿、p.20~49参照)、しかしデューア派の行動心理学との関連については Kapp は明言していない(但し論文 A⑧B⑨C⑩D⑪において)。又文化過程といういい方は、Ins. Ecs. の定義をめぐる Kapp の考察の中に現われている(前掲拙稿、p. 9~20参照)
- (9) Kapp はこの点を特徴⑩或いは①との関連で明らかにしている。
- (10) ここでは Kapp の指摘せる特徴③或いは②が、特徴⑩或いは①との関連において指摘されている。
- (11) この点は Kapp の指摘せる特徴⑥或いは⑦と関連する部分であるが、このい方はおそらく Veblen に最も適合していると思われる。
- (12) この点は特徴③或いは②との関連で Kapp も又明らかにしているところである。
- (13) この点は特徴⑤に該当するであろう。
- (14) この部分の前半は以下本文で問題とするが、後半は特徴⑦との関連で明らかにされている。

として、「経済学を意義づける方法は 帰納的歴史的な確究方法である」という様な特徴把握を Kapp は全く行っていないという点を指摘しておこう。そしてこの点は Kapp が諸特徴の帰納的導出に際して、Myrdal の学説に大きな比重を与えていていることからも説明しうると思われる。何故なら後に論及するところであるが、Myrdal は、モデルとか理論の構築ということをきわめて、重視しているし、認識におけるアприオリなるものの意義をその方法論的研究において一貫して主張しているからである。確かに帰納的歴史的な研究方法の重要性を否定することは出来ないが、それのみを強調しすぎると Ins. Ecs. は現代にいたっても、理論的思考の欠除、稀薄性、更には軽視といった特徴を払拭していないという印象を与えかねぬであろう。

(6) Kapp は特徴①②③を Ins. Ecs. のきわだった主要特徴としているが、我々はこれを承認しつつも、normative science 或いは political science であるという特徴⑦を Ins. Ecs. のいはば要としての特徴と考えている。要としての特徴という意味は、例えば、institution や institutional behaviour の重視という様な Ins. Ecs. に固有の特徴（この点についても institution の解釈如何では、その様にいいがたい面がある、既述のデュルケイムの institution の考察を参考されたい⁽¹⁵⁾）ということではなく、あたかも扇の要の如く、残余の諸特徴をそれを軸に束ねていく上での中心となる特徴というくらいの意味である。例えば、ケインズ経済学説の諸特徴を把えるという様な作業に際しても、その政策志向性をこの様な意味で要としての特徴として把えることが出来るのではなかろうか。但し、normative science 或いは political science という意味合いが、Myrdal の場合と Veblen の場合とでは必ずしも同一とはいえないという様な点には注意する必要があるであろう。後に論及する様に Myrdal の場合は、明示的な価値前提のもとに、実践的諸問題の解決を志向しそのためのプログラムを立案するという意味で、normative science 或いは political science といいうるが、Veblen にあっては、明示的な価値前提に照らして同時代の状況を分析し、それをいはば文明批評的に評価するという様な意味で、normative science であるという方が適切であると思われるか

(15) 前掲拙稿、p.40～42参照。

らである。しかし、Veblen の場合でもこの様な特徴が要であるということは、
 主張しうるのではなかろうか。⁽¹⁶⁾

(7) 我々は、Ins. Ecs. の諸特徴を列挙しつつ、その本質と意義を明らかにするという形をとりながら議論を展開しているが、我々の眞の意図は、一つの normative science 或いは political science を構想してみたいというところにある。我々の考え方を端的に述べれば次の様になる。即ち、Kapp が列挙した如き諸特徴のすべて(これを更に補充してもよいが)を構成要素とする思想的複合体としての一つの科学が考えられるということ、この科学は normative science 或いは political science であるということ、この様な科学が institutional economists の諸学説の特徴をどの程度反映しているかとか、この様な科学が Ins. Ecs. といいうるのかという様な学説史的な問題のせんさくはここではもはや一個の閑問題と化しているということ、重要なことは normative science 或いは political science を構想するにあたって、この様な科学が我々の思考の重要な手掛りを提供しているということ、がそれである。

Ⅱ. Normative Science 或いは Political Science としての Inc. Ecs.

1. 既述した如く、Ins. Ecs. の要としての特徴とは、それが normative science 或いは political science であるということであるが、まずこの特徴から考察することにしよう。なお、normative science 或いは political science とは、明示的な価値前提 (value premise) のもとで、実践的な諸問題 (practical problems) の解決のための処方箋を書く或いはプログラムを立案することを、その目的としている科学ということであるが、我々はこれに加えて、プログラムの立案にまではいたらず、明示的な価値前提のもとに同時代の状況を分析し、それをいはば文明批評的に評価するといったことを、その課題としている科学をも normative science 或いは、political science の中に包摂することにしたい。⁽¹⁷⁾ 以下、これらの点についての Kapp 及び Myrdal の

(16) 例えは、佐々野謙治は Veblen の二つの本能概念つまり制作本能と収奪本能の解釈に際して、この様な考え方を裏付けうる如き考察を与えていた。佐々野謙治、ヴェブレン研究への一視角——ヴェブレンとコモンズ、ミッチャル（経済社会学会、年報IV所収、p.39. p.48.前掲拙稿、p.40.参照）

見解を考察することにしよう。

2. Kapp の見解について

(i) Kapp はまず institutional economists の特徴から論じている。その要点は以下の如くである。即ち、① 大部分の institutional economists は、理性の時代 (the Age of Reason) の価値前提を共有しているから、与えられた諸条件の実証的な分析 (positive analysis) や現状 (status quo) の無批判的な受容に自らを限定できるとは考えていない。② 逆に彼等は技術文明の中での人間生活及び社会生活の質並びに合理性如何という問題を提起する必要があると感じてきた。③ institutional economists は positive economists とは異り、次のことを確信している。即ち、ある種の価値 (certain value) を委託された社会学者として、経済・社会過程が人間の価値とか人間の生活を危険にさらすかも知れないときに、何時どの様にしてそれらが危険にさらされるかを示す責任があるということ、⁽¹⁸⁾ がそれである。④ この様な意味で institutional economists は Rational Humanism (理性的人間主義) という伝統の中で作業をしているということが明らかになるが、Rational Humanism とは階級 (class), 肤の色 (color), 信条 (creed), 民族性 (nationality) 等に関する意識的、無意識的な何んらかの差別的な留保を含むことなしに、人間生活の保持 (preservation) 並びに人格 (human personality)⁽¹⁹⁾ の十全なる開花 (Maslow) を主張する立場である。

(17) 後者に関しては、political science というのはいいすぎかもしれない、normative science というのが適切であろうが、以下では両者を殆んど同義的に扱っている。又両者がともに science と呼ばれているのは明示せられた価値前提が、種々の属性とみたしつつあくまでも仮説 (それも属性の一つである) であるということと、価値前提の正しさを哲学的に明らかにしうるということが、前提せられているわけでもなく、哲学的に明らかにするといった企てがなされているわけでもないことによる。なお、価値前提をめぐる諸問題はのちにとりあげることにしたいが、価値前提 (value premise) 価値評価 (valuation) といったものは、あくまでも subjectivity のレベルでとらえられていることをここで述べておこう。

(18) 何時、どの様にして危険にさらされるかを示すというだけでなく、どの様にしたら、この様な危険を克服しうるかということも示す責任があるというべきであろう。なお、Kapp の業績に照らすとき、彼はこの言明を肯定するであろう。

(19) 以上①～④は cf. Kapp ④P.10～11.

(ii) Kapp は以上の様に、自らを含めた大部分の institutional economists の特徴を明らかにしているが、そこで的重要なる論点は以下の如くであろう。即ち、① institutional economists はある種の価値（その擁護実現）を委託された社会学者として、自らもその様な価値を信奉していること ② その様な価値は、Rational Humanism の内実として明示せられているということ、③ institutional economists はその様な価値（Myrdal のタームでは value premise）に照らして、現実を分析し、批判的に評価し、更には現実の改革を志向するという特徴を持っていること（脚中(18) 参照），がそれである。⁽²⁰⁾ そしてこれらから明らかなことは大部分の institutional economists が既述した如き normative science 或いは political science の立場に立っているということである。

(iii) Rational Humanism というものは Kapp によれば、大部分の institutional economists が共通に容認する思想的立場であるが、それは又 institutional economist としての Kapp 自身が、彼の経済学的思考の立脚点として、誰よりも重視している思想的立場でもあるのである。そこで以下 Rational Humanism と institutional economist としての Kapp の経済学的思考との関連の一端を考察することにしよう。

① Kapp はまず彼が経済学における人間疎外現象と名付けている事実に注意を喚起している。Kapp によれば、経済学における人間疎外現象とは、経済学が具体的現実から目をそらし人間や社会の具体的要求を無視しているということに外ならない。そして Kapp はこの様な現象を克服し経済学に新たな人

(20) ここでも institutional economists だけがこの様な特徴を持っているということは何んら主張せられていないことに注意されたい。なお、Rational Humanism を Myrdal のいう Value Premise と解釈することは可能であるが、Myrdal のいう Value Premise は、明確に限定せられ、具体的でなければならぬという属性を付与されている。そういう意味では Rational Humanism とは、Myrdal のいう Value Premise を更に根底で規定している思想的立場と考えることが妥当であるかも知れない。

(21) K.W. カップ「経済学における人間性の回復」（カップ「環境破壊と社会的費用」柴田、鈴木訳、岩波書店所収）p.58. なお原題は、Nationalökonomie und rationaler Humanismus, 1968 である。なお、ここで経済学とは traditional economics の理論的思考のことである。

間性を賦与する必要性を強調しつつ、そのためには次の如き考え方方に立たねばならないと述べている。即ち、① 現実の具体的な問題から出発すること、② 現実から重要な結論を引き出すことが出来る様な問題設定を行うこと、③ このためには技術時代における人間と社会の特別な状況を科学的に従って又可能なるかぎり量的に分析することが必要である、④ この様な分析を介して人間行動或いは経済秩序の合理性を判断しうる基準或いは指標を導出することが必要である、⑤ この様な基準は最小許容限界或いは生存上の基本要求と名付けうるものである、⑥ この様な基準はもしそれが充たされない場合には人間の生存達成や生命維持にとって危機的な状況が生じることを我々に教える如きものである、⑦ この様な基準に従って状況を診断し、治療のための方策を見出すという考え方をとらねばならない、⁽²²⁾ がそれである。そして Kapp は、経済行動に関する現代の理論は技術時代における人間の生存達成、生命維持という問題を看過していると述べることによって、技術時代における人間や社会の具体的要求を生存達成、生命維持への要求ととらえつつ、この様な要求を実現するために、上述した最小許容限界或いは生存上の基本要求という基準を積極的に活用すべきことを主張するにいたるのである。⁽²³⁾ この様な次第で、経済学における人間疎外現象とは、とくに Kapp にあっては、技術時代における人間や社会の危機的な状況つまり生存達成や生命維持が危険にさらされているという状況とその様な状況の中から生じてくる生存達成や生命維持への要求に、traditional economics が十分な関心を示さず、それらを無視しているということになるであろう。

② Kapp によるとこの様な経済学における人間疎外現象は既に種々の立場

(22) cf. カップ前掲書 p.76～77.

(23) カップ前掲書 p.75.

(24) Kapp のこの様な考え方、とくに最小許容限界或いは生存上の基本要求という基準については、種々の議論しなければならない問題が残されている。我々はここでは、経済学における人間疎外現象をどの様に克服するのかについての Kapp の考え方の筋道を示すことのみを目的としているので、これらについての最小限の叙述しか与えていないことをお断りしておく。なお、最小許容限界或いは生存上の基本要求という基準については補論においてとりあげたい。

(歴史学派、制度学派、19世紀、20世紀の社会批判及び社会主義的批判、更には批判的合理主義等々) から指摘されてきたところであるが、19世紀に実証主義的科学理念が社会科学の中に入ってきて、古代や中世の思想との間に断絶を生じたという事実こそが、経済学における人間疎外現象のとくに思想史的な起源として重視せられねばならぬということになる。^{(25)(A)}

(A) Kapp は各々の立場からの人間疎外現象のとらえ方を次の様に述べている。即ち、① 歴史学派経済学は、今日の理論において人間とその具体的な要求が無視されている理由を少数の変数間の関数関係の究明に意識的に集中したことから生じた不可避的な結果であったと説明するであろう。② 欧米の制度学派は現代の経済学的思考における人間疎外現象が、所謂純粋な経済現象をその社会的関係から孤立化させた結果であるとみなすであろう。③ 19世紀及び20世紀の社会批判及び社会主義的批判は現代理論における人間疎外現象を社会的現実に対する批判的意識を失っていることに求め合理的、文明的社会が、かの科学の以前のヴィジョン——即ち、すべての偉大な創造的経済学者の思考に決定的な影響を与えたところのヴィジョン——を欠いていることに求めるであろう。④ 批判的合理主義の立場からいえば理論的思考の人間疎外現象は意識的であり、無意識的であり、人が理論上の成果と現象との必然的対決に道を閉ざそうとし、又ありうべき反駁に対して中立的立場をとらせようとしていることに帰せられる。⁽²⁶⁾

(3) Kapp によるとこの様な実証主義的科学理念の特徴とその社会科学従って又経済学への影響は次の如きものである。即ち、① 事実の説明にのみ科学の課題を限定すること（古代中世の思想、更には啓蒙哲学やベンサム流の功利主義でさえ、各々の立場から人間の生活にかかる規範的な判断を導出することをその課題としてきたが、実証主義的科学理念の浸透と共にこの様な課題と社会科学従って又経済学とのかかわりが、見失なわれていくことに注意しなければならない）、② 自然科学とくに数理物理学（或いは力学）を科学の規範とし、従って数学的論理を駆使せる精密さの中に科学的陳述の原型、目標を求めたこと、③ 経済学も又数理物理学にその実現を認めうる実証主義的科学理念に出来るかぎり近づくことを目的とし、そのために一連の明示的並びに暗黙裡の単純化を必要としたが、この単純化こそが今日とくに positive economics における理論的思考を決定的に規定していること、がそれである。^{(27)(B)}

(25) カップ前掲書 p.56.

(26) 以上①～④はカップ前掲書 p.55.

(27) カップ前掲書 p.57.

(B) Kapp はこの様な単純化の手法として、彼が最も重要と考えるものを次の如く列挙している。即ち、① 経済システム或いは経済過程を閉じられた体系 (closed system) として、つまり社会的総体的関係の外で把握すること、② 経済的要因と非経済的要因を体系的に分離すること (①②を我々は Ins. Ecs. の特徴としての一種のシステム論的接近を考察する際にとりあげる、筆者)、③ 静態と動態を区別すること、④ 累積的に進行していく変化を極端に無視して理論的分析を不变的な或いは均齊的に進行する諸量間の関係に著しく限定すること、⑤ 静態的な考察法から導かれた均衡への傾向を規則的なものとみなし、均衡そのものを規範とみなす傾向、(③⑤を我々は累積的循環的因果関係の原理を動態過程の論理化の有力な仮説とするといった Ins. Ecs. の特徴の考察に際してとりあげる、筆者) ⑥ 利潤極大化や効用極大化の様な単純化された行動仮説を使用すること、⑦ 完全競争モデルにおける様に、市場条件に関して知識が完全であるとみなす仮定 (⑥⑦については前掲拙稿において、我々は若干の考察を与えていた) ⑧ アグリゲイションによってデータを単純化すること、等々がそれである。そして、Kapp は「これらは実際に理論的陳述の求める正確さを得ることに成功した今日の理論的思考の中で最も重要な手法を表わしているにすぎない」とし、更に‘こうした正確さはしかしながら部分的には全く意識的に具体的現実から目をそらし、人間の具体的要求と社会的要求から目をそらすことによって得られたものである’と述べている。

④ 以上我々は Kapp の所謂経済学における人間疎外現象とは何か、又その様の現象が経済学に発生した思想史的原因は何か等々をめぐって考察を進めてきたが、この様な現象を克服するためには Rational Humanism に導かれつつ、何よりも normative science 或いは political science の立場から研究を進めることができることが肝要であるというのが Kapp の主張の要点であった。それ故に Rational Humanism についてのもう少し立ち入った考察が必要となるであろう。

(a) Kapp は経済学における人間疎外現象を彼が技術時代と名付ける現代の状況の中でとらえようとしている。それ故にこの様な現象の克服にあたっては、技術時代にふさわしい思想的立場が要求せられることになるが、Rational Humanism はこの様なものでなければならない。⁽³¹⁾

(b) 技術時代における経済学の人間疎外現象を克服するために古典的ヒューマニズムやギリシャ哲学、更にはキリスト教倫理の中に思想上の立脚点を求め

(28) カップ前掲書 p.57.

(29) カップ前掲書 p.57.

(30) カップ前掲書 p.57~58.

(31) カップ前掲書 p.62.

ることに Kapp は懷疑的である。⁽³²⁾ そしてその理由として20世紀の社会が現代の自然科学とそこから生れ出た技術の故に、古代や中世の社会とは本質的に異っているという事実を指摘している。⁽³³⁾ つまり Kapp は現代の自然科学とそこから生れ出た技術が及ぼしている広範な影響を洞察し、その意味を明らかにし、それに対して何んらかの態度を表明しない様な思想はもはや時代錯誤的であって、この様な思想に立脚していっては、経済学における人間疎外現象の克服という課題はとうてい解決しえぬと述べているのである。

(c) 社会科学にとって必要なヒューマニズムとは次の如き二つの条件を充たさなければならない。即ち、①技術時代の社会的現実に対して方向づけを与える如きものであること、②新しい科学的認識に照らしつつ、現在及び予想可能な将来の人間の状況を描き出し、その様な状況に伏在せる問題を摘出し、それをその出発点としなければならず、その際この様な状況は経験的データを基にして反証可能な形で把握せられねばならぬこと、⁽³⁴⁾ がそれである。従って、Rational Humanism も又この様な条件を充たしていかなければならぬということになる。

(d) Rational Humanism は現代の自然科学とそこから生れ出た技術がもたらした状況を人間の生命維持や生存達成にとって危機的なるものとしてとらえている。しかも Rational Humanism はこの様な危機的な状況を外部から人間におそいかかってきた災厄とはとらえず、人間の独自の文化的業績がもたらしたところの、いはば人間の自己危害現象としてとらえている。そして人間の生命維持と生存達成とを実現せらるべき目的として提示しなければならないと⁽³⁵⁾ 考えている。

(e) 以上より、Rational Humanism を特徴づける内実として、それが技術時代の状況を人間の生命維持、生存達成にとって、危機的なるものとしてとらえており、更にその様な危機の本質を人間による自己危害現象としてとらえているということが明らかにされたが、Kapp はこの様な認識を裏付ける事実と

(32) カップ前掲書 p.60～61

(33) カップ前掲書 p.61.

(34) カップ前掲書 p.61～62.

(35) cf. カップ前掲書 p.62～63.

して次の如きものに言及している。即ち、①水や空気の汚染、自然の生態学的均衡の破壊の如き様々な種類の social cost の発生、②低開発諸国により一層危機的な状況、例えば人口増加と食料不足、そしてそこから生じる栄養不足、疾病、餓饉の如き現象、③核エネルギー（平和目的のための利用であってもそれを危険視していることに注意せよ、筆者）更には核戦争の脅威、④生物化学兵器の開発とその利用等々が、⁽³⁶⁾ それである。

(f) しかしながら、Rational Humanism はこの様な危機を克服するためには、科学技術に頼らざるをえぬと考えている。つまり科学技術は一方において、確かに危機の原因ではあるが、他方において危機克服の手段でもあると考えられているのである。そして Rational Humanism はこの様な科学技術の二重性の中に、20世紀における人間の状況の本質的な新しさを見出しているのである。⁽³⁷⁾ この様に Rational Humanism は、科学技術に対して、敵対的な態度はとらない。科学技術がなければこの様な危機は克服出来ぬからであり、従って科学技術に敵対する態度は核兵器や生物化学兵器による戦争同様、人間の運命を悪しき方向に決定するであろう。前科学時代に逆戻りするわけにはいかぬのである、と考えているのである。

(g) Rational Humanism は Humanism であるが、そのことは、それが人間の生命維持、生存の達成を目的として提示していることから、更には階級、膚の色、信条、民族性等に関する意識的、無意識的な差別的留保を何等含むことなく、人格 (human personality) の十全なる開花を主張する立場という Kapp の当初の規定からも、明らかなることといえよう。

(h) Rational Humanism は、更に Rational という限定を与えられた Humanism である。従って Rational とはどういうことかを明らかにしなければならないが、このためには Rational Humanism とルネサンス・ヒューマニズムとの類縁性に関する Kapp の所論を明らかにすることが有意義である。Kapp の所論の要点は次の如くである。即ち、①ルネサンス・ヒューマニズムは前科学的な起源を持つつも、現代の社会科学に対して変らぬ意義を持

(36) cf. カップ前掲書 p.63~66.

(37) cf. カップ前掲書 p.66.

(38) カップ前掲書 p.66~67.

ち続けている。この運動は古典的教養、古典的芸術の新発見であるよりもはるかに大きなものであった。①ルネサンス・ヒューマニズムには、伝統的思考の拒否、当時のスマラ哲学の空虚な形式主義への批判、源泉への回帰、歴史と歴史的方法の重視といった諸特徴が見出される。これらは科学的態度の要素とみなされねばならない。②トマス・モアやエラスムスの様な人物の批判的自覚、更には理性と科学は人間をよりよい生活に導くであろうという信念も又、科学的態度の要素であるといわざるをえない。③これらのヒューマニスト達は彼等の時代の現実を無批判的に受け入れることはなかった。更に彼等の問題はスコラ哲学の空虚な形式主義を克服し、人間が戦争により残虚化することを批判し、人間の幸福を維持することにあった。④ヒューマニズムのプリンスとして讃美していたヘンリー8世に完全に失望しながらも、エラスムスは悲観的ニヒリズムに陥ることもなく、又人間や社会における非人間的なるものが人間の原罪を推察させるという命題を持ち出すこともなく、あくまでも理性と科学への信頼を捨てなかつた。⁽³⁹⁾

このように Kapp は Rational Humanism の原型をルネサンス・ヒューマニズムに見出しているのであるが、彼のこの様な所論から、Rational という限定向は次の諸点を含意していることが明らかとなろう。即ち、現状を無批判的に受容せずあくまでも批判的であること（理性を媒介せる批判）、理性と科学への信頼に立脚しつつ現状が提示せる問題の解決を志向していること、形式的合理性でなく実質的合理性を追求していること、がそれである。

(i) この様に Rational Humanism とは現状に対して批判的であり、理性と科学への信頼に立脚しつつ、批判的に把握せられた現状を実質的合理性を重視しつつ、改革しようとしているという意味で Rational であり、更に人間の生命維持、生存達成を更にはあらゆる差別的な留保を排し人格の十全なる開花を目的としているという意味で Humanism であるが、この様なルネサンス・ヒューマニズムと共に通せる規定以上に、それを特徴づける重要な内実は、現代の科学技術が人間の生命維持や生存達成を危くしており、しかもこの様な危機的な状況を人間は自らの手で作り出したという自己危害というとらえ方であ

(39) カップ前掲書P.79～81.

(40) 形式的合理性、実質的合理性については、前掲拙稿、p.23～25を参照されたい。

り、更にはこの様な状況の克服が現代科学技術に依拠することなしには不可能であるという科学技術の二重性への洞察であろう。^(c)

(C) ここで Rational Humanism に対して二点ばかり論評を加えておくことにしよう。

① Rational Humanism は何よりも人間理性への信頼をその支柱としている。けれども人間理性への信頼というだけでは、人間把握という点においていまだ不徹底であるといわざるをえぬであろう。何故なら我々は人間の理性がこれまた人間に内在的な非合理的な諸力によって無残にふみにじられた歴史的事件、つまりナチズムの支配に代表される如き事件をこの20世紀において体験しているからである。つまり人間や集合体としての社会に内在せる非合理的な諸力を深く洞察した上で、この様な諸力に理性を対置させ、理性をしてこの様な諸力の跳梁を阻止せんがためにはどの様にすればよいのかという問題の再設定こそが必要であろう。なお、この点と関連するベンディックスの示唆に富んだ文章を以下に引用することにしたい。即ち‘私はここでウェーバーの学問的労作の道徳的な次元について一言つけ加えておきたい。ウェーバーは生涯を通じて、西ヨーロッパ文明における合理主義の発展に关心を寄せていた。この発展に関する彼の畢生の研究は合理主義の複雑な前提条件ばかりでなく、その成果の不安定性をも明らかにした。理性と自由という大義に対する彼の深い個人的帰依が、彼を導いてその研究主題を選択させたことは明白であり、また彼の研究は西ヨーロッパ世界において理性と自由が危機に瀕していることを明らかにしている。ウェーバーとフロイトは同時代人であったが、フロイトの生涯の仕事は人間の非合理的な深層をあますことなく理解したのちに入間の理性を防衛することであった。同様にウェーバーは啓蒙思想の偉大な遺産をその歴史的前提条件をくまなく探究した上でなお防衛しようとしたのである。この探究は彼の中に悲劇的な危機意識を生み出した。’（ライハルト・ベンディックス、マックス・ウェーバー、折原浩訳P.17～18、傍点筆者）ところで以上の引用から明らかなことは、ウェーバーもフロイトとともに理性への信頼という次元で思考しているのではなく、理性の防衛という次元で思考しているということであり、このことは、両者の人間把握の深さを示唆しているということである。とくにフロイトに関する‘フロイトの生涯の仕事は人間の非合理的な深層をあますことなく理解した上でなお人間の理性を防衛することにあった’というベンディックスの叙述は、我々にとってきわめて重要な問題提起の意味を持っているであろう。この様な次第で、Rational Humanism をより成熟した思想たらしめるためには、もっと徹底した人間把握を媒介することが不可欠であろう。

② Rational Humanism は上述した如き科学技術のいはば二重性に着目している。けれどもその際に科学技術をそれを規定する諸力を抽象して、いはば真空の中でとりあつかっている如き印象を払いえない。確かに科学技術はそれに独自の論理に従って展開するという側面を持っているではある。けれども科学技術の内実やその展開の方向が、何んらかの諸力に規定せられていることも否定しえぬところである。そしてこの様な諸力として、例えば市場の論理や資本の論理といわれているもの、更には、国家の無限な勢力拡

張要求（つまり帝国主義的傾向）の如きが考えられるであろう。従って科学技術の二重性をそれを規定している諸力との関連を無視して、問題とすることは非現実的であるといわざるをえぬであろう。Kapp のいう自己危害現象をもたらしたものは、科学技術自体でもあるが、それ以上に、それを規定し、それに特定の内実を与え、方向づけた諸力であるし、危機克服の手段としての科学技術への期待も、新しい実質的に合理的な規定者（科学者を含んだ）を見出し、育成することなしには不可能なることと思われるのである。

(iv) この様に Kapp の経済学的思考は、Rational Humanism に導かれつつ、明示的な価値前提を提示し、それに照らして現実を解明しそれを批判的に評価し、更には実在せる実践的諸問題の解決のためのプログラムを立案することを目的とした normative science 或いは political science であるということが明らかにされたが、それ故に又 Kapp の経済学的思考は、とくに現代の Ins. Ecs. の典型的事例でもあるということになるのである。そこで以下引き続いて、この様な Kapp の経済学的思考の内実を明らかにしよう。

(v) 我々はまず social goals (社会的諸目標) や policy objectives (政策諸目的) に関する Kapp の所論を明らかにするが、その論旨は次の如くである。

① Kapp は、policy objectives をどの様な基準によりつつ、どの様にして具体的に規定するかという問題は、institutional economists の係わらねばならぬ中心的問題の一つであるが、彼等はこれらの問題を扱いはじめたにすぎず、現状では最も一般的なレベルにおいてのみ合意が形成せられているにとどまる⁽⁴¹⁾と述べて、この様な policy objectives として、Myrdal が低開発諸国の開発問題の研究に際して提示した Modernization Ideals (現代化諸理念) と、もう一つ balanced growth 或いは dynamic equilibrium というものをとりあげている。⁽⁴²⁾

② Myrdal の Modernization Ideals とは次の如き諸々の価値項目をその要素としたそれらの複合体である。即ち、(i) 社会的経済的な平等化(social and economic equalization) (ii) より大なる合理性(greater rationality), (iii) 栄養、健康、住宅等を考慮した改善された生活水準(improved levels of living) (iv) 生産性の上昇(rise of productivity) (v) 新しい制度、態度、

(41) Kapp ⑧ p.225.

(42) Kapp ⑧ p.225~226.

動機づけ (new institutions, attitudes, motivations) (vi) 国民的統合 (national consolidation) (vii) 自助 (self-reliance),^{(D) (43)} がそれである。なお, Modernization Ideals は, 低開発諸国がその実現を志向すべき policy objectives であるが, それは同時に normative science 或いは political science が, 研究に際して明示しなければならない価値前提 (value premises) でもあることに注意されたい。

(D) Myrdal は Asian Drama (p.57~69) で, Modernization Ideals の要約的説明を与えている。そして Modernization Ideals をつくりあげている価値項目として次の如きものを列挙している。即ち, ① 合理性 (rationality), ② 開発と開発のための計画 (Developement and planning for developement), ③ 生産性の上昇 (rise of productivity), ④ 生活水準の上昇 (rise of levels of living), ⑤ 社会的経済的平等化 (social and economic equalization), ⑥ 改良された制度や態度 (improved institutions and attitudes), ⑦ 国民的統合 (National cosolidation), ⑧ 民族的独立 (National independence), ⑨ 狹義での政治的民主主義 (Political Democracy, in a narrow sense), ⑩ 草の根民主主義 (Democracy at the grass roots), ⑪ 社会的規律對“民主的計画化” (social discipline versus “Democratic Planning”), がそれである。この様に Kapp の説明との間に多少の違いが見出されるが, ここではその詳細にまで立ち入ることは避けたい。ただ, Kapp では新しい制度, 態度という項目と並列的に自助 (self-reliance) という項目があげられているが, Myrdal では自助という項目は improved attitudes の一つとして考えられていることをのみ指摘しておく。なお, improved attitudes とは次の如き項目から成り立っている。即ち, 効率性 (efficiency), 勤勉 (dilligence), 規律正しさ (orderliness), punctuality (時間厳守或いはきちょうどよめんさ), 儉約 (frugality), 良心的な正直さ (scrupulous honesty), 行為に関する意志決定に際しての合理性 (rationality in decision on action), 変化に対する用意 (preparedness for change), 機会利用の機敏性 (alertness fo opportunities as they arise in changing world), 精力的な企業性 (energetic enterprise), 誠実さ (integrity), 自助 (self-reliance), 協力性 (cooperativeness), 長期的視野をもとうという意志 (willingness fo take the long view), がそれである。又, 改善せらるべき institutions としては, カスト, 肌の色 (color), 宗教, 人種的起源 (ethnic origin), 文化, 言語, 地方への忠誠 (provincial loyalties) 等の諸障害 (barriers) や, 財産や教育の不平等分配の原因となっている様々の institutions (例えば土地所有制度) 等々があげられている。

なお Myrdal の Modernization Ideals は一部の論者によって, 西欧的である⁽⁴⁴⁾ (eurocentric and 'Western') として批判されたが, Kapp は低開発諸国の影響力を持

(43) Kapp ⑧P.226.脚註(32)。

(44) cf. Clifford Geertz, Myrdal's Mythology-'Modernism' and the third world, Encounter, Vol. 33 1969, 1, pp. 26~34

った集団 (influencial groups) も又この様な理念を抱いているとして Myrdal を擁護している。⁽⁴⁵⁾ 例えば、D. K. Rangnekar は次の様に述べている。即ち、(i) 若いインド人は物的進歩 (material advancement) という合理的かつ客観的な見解に同意しなければならない、(ii) 彼は家族的な紐帶 (tie) や愚弄的な慣習及び伝統から自らを切りはなすことが出来るし、切りはなす意志を持たねばならない、(iii) 例えは雌牛崇拜 (cow worship) よりけ経済的厚生を優先しなければならないし、金銀による装飾というタームで考えるのではなく、農場や工場の産出量というタームで考えなければならない、寺院や儀式よりは道具や訓練のために支出しなければならないし、高いカストの者と共に飢えるよりは低いカストの者と共に働くかねばならない、過去よりは未来を考えねばならないし、運命に安住するよりも物的利得のために集中しなければならない、(iv) ヒンズー教的な社会構造や観念の中でこの様な変化を引き起すことは、きわめて困難なことであるが、この様な変化は避けがたい様に思われる、がそれである。

③ 以上は、policy objectives としての Modernization Ideals についての概略的な説明であるが、次にもう一つ的一般的な policy objectives である balanced growth 或いは dynamic equilibrium についての Kapp の所論を明らかにしよう。その要点は次の如くである。即ち (i) 動態的均衡の状態を判断する適切なる基準とは何か、更にはこの様な状態をどの様に規定するかといった問題が解決せられねばならない、(ii) この際不均衡への傾向が支配的であって、均衡やバランスが成立してもそれは一時的で仮りのものであることを忘れるべきではない、⁽⁴⁶⁾ (iii) 従って不均衡の分析と動態的均衡の研究は補完的でなければならない、(iv) この様な研究は基本的で明示的な価値前提によつて導かれねばならない、単に relevant variables の全範囲を確定しそれらの累積的循環的な相互作用を、更にはその様な相互作用の論理的或いは蓄然的帰結を認識するということでは不十分であって、研究は positive analysis (実証的分析) を超えて進められねばならない、⁽⁴⁷⁾ (v) 熟慮せられた (deliberated)

(45) D.K. Rangnekar, *Poverty and Capital Developement in India*, London, Oxford University Press. 1958, Kapp ⑧p. 226 脚註(32)

(46) この様な Kapp の議論は、彼が、Myrdal と共に、traditional economics の安定均衡の考え方に対する批判的であることと累積的循環的因果関係の原理を動態過程の論理化に際しての有力な仮説と考えていることによる。

(47) 我々はここで、relevant variables とか、累積的循環的相互作用といった概念を説明ぬきで使用しておく。これらについては、Ins. Ecs. の特徴としてのシステム論的接近、累積的循環的因果関係の原理の重視をとりあげる際に考察したい。

社会的行動が欠陥するとき、経済・社会過程はどの様に展開するか、又どの様な帰結をもたらすかを認識し、それを批判的に評価しなければならないが、そのためには基本的で明示的な価値前提が必要となる、そしてこの様な現実の批判的評価に照らして policy objectives である動態的均衡の定式化が試みられなければならない、⁽⁴⁸⁾ がそれである。

④ この様に Kapp は policy objectives としての動態的均衡を定式化するにあたっての、考え方を明らかにしているが（動態的均衡とは何かについては答えられていない），この際彼が最も重視していることは基本的で明示的な価値前提を提示しつつ、この様な作業を進めねばならぬということである。この点に関して Kapp は、他の何事よりも本質的に重要なことは、social goals 或いは policy objectives を決定するための新しい基本原理が必要である⁽⁴⁹⁾ ということであると述べ、この様な基本原理（それは基本的で明示的な価値前提でもある）を示唆する次の様な主張を提示している。即ち、可能的で望ましい未来は Modernization という一般的目的を参照しつつ規定せられる必要があるだけでなく、本質的或いは基本的な人間や社会の必要及び、人間の苦悩の極小化（essential or basic human and collective needs and the minimization of human suffering）という見地から（in terms of）規定せられたもっと限定せられた（specific）諸要求に関しても、規定せられる必要⁽⁵⁰⁾ がある、がそれである。

⑤ 以上で Kapp は、Myrdal の Modernization Ideals（我々はそれを単に低開発諸国に対して妥当するだけでなく、先進諸国に対しても依然として有意義な政策目標と考えている）を一般的な目標（general objectives）として肯定しつつも、もっと限定された諸要求にかかる基本原理なるものが必要であり、その様な基本原理（それは政策目標を決定するために必要なものである）は、エッセンシャルな人間や社会の必要の充足、人間の苦悩の極小化、という見地から、定式化せられねばならないと述べているのであるが、更に Kapp はこの原理について次の如く限定している。即ち、(i) この様な基本原理は実

(48) Kapp ⑧ p.226～227.

(49) Kapp ⑧ p.228.

(50) Kapp ⑧ p.227.

践的諸政策（practical policies）を導き、社会的効率（social efficiency）の判断基準として役立つ first principle である、(ii) 従ってそれは操作可能な（operational）ものでなければならぬ、つまり幸福の極大化といった功利主義的原理の如く曖昧で漠然としたものであってはならず、行動の基準や成果の量的指標として役立ちうるものでなければならぬ、がそれである。つまり、この様な基本原理は操作可能なものでなければならぬから、それは、エッセンシャルな人間や社会の必要の充足、人間の苦悩の極小化という抽象的な規定が、更に具体化せられたものということになるであろう。なお Kapp はこの様な基本原理の特徴を Gunnar Adler-Karlsson に従って、inverted utilitarianism（逆転された功利主義）⁽⁵¹⁾ としてとらえつつ、次の様に述べている。即ち、幸福や福祉（welfare）と異って、人間の苦悩は全く具体的である。飢、疾病、失業、貧困、文盲、無知を払拭することは国内的国際的規模での実践的な政策行動を生起させうる。もし我々が社会と生態系の崩壊（social and ecological disruption）、増大しつつある国内的国際的な不均齊（disparity）、インフレーション、失業、更には世界平和への脅威といった諸問題に対処せんと欲するならば、今日及び将来において、我々の価値前提とならねばならぬ第1原理として示唆されるものは、この‘inverted utilitarianism’⁽⁵²⁾ である、がそれである。ところで‘inverted utilitarianism’という概念には、幸福の極大化といった功利主義的目的が曖昧で漠然としており、操作不可能であるという批判が含意せられているけれども、それよりもこの概念は幸福の極大化ではなく、歴史的社會的文化的存在としての人間にとてエッセンシャルな必要な充足つまりは、この様な存在としての人間の生活に必要な最小限の保証をまずもって確保するということの重視を示唆しているものと思われる。従って、エッセンシャルな人間の必要な充足、人間の苦悩の極小化、という抽象的規定が具体化せられ、オペレイショナルとなったところの Kapp のいう基本原理とは、既述したと

(51) Gunnar Adler-Karlsson, ‘Inverted Utilitarianism or a New Way of Life in Developed Countries’, Symposium on a New International Economic Order, the Hague, May 23-24, 1975.

(52) Gunnar Adler-Karlsson, ibid, p.68

(53) Kapp ⑧P.228.

ころの最小許容限界或いは生存上の基本要求という基準と考えざるをえないのである。又, *policy objectives* としての動態的均衡とは、分配の平等化の促進或いは分配における正義の実現、経済的安定、完全雇用、稀少資源利用における効率性、意志決定への参加等々の周知の諸目標に加えて、Kapp が *dynamic state of economic, social, ecological balance* の維持と名付けている目標⁽⁵⁴⁾を考慮しつつ規定せられるべきものと思われる。⁽⁵⁵⁾そしてこの様な動態的均衡は上述せる基本原理を媒介して、より具体的に規定せられねばならぬものと考えられているのであろう。

⑥ 以上我々は、normative science 或いは political science としての Ins. Ecs. は何よりも *policy objectives* を明確に規定しなければならないということを明らかにし、この様な *policy objectives* としての Modernization Ideals, 更には Kapp のいう新しい基本原理を媒介して導出せられる *dynamic equilibrium* (その規定はいまだ不十分であるが) について考察を行ってきたが、そこで明らかにされたことは、Kapp が、Modernization Ideals を肯定しつつも、それを補完し拡充するものとしての新しい基本原理更にはそれを媒介して導出される動態的均衡 (*dynamic state of economic, social, ecological balance* の維持はその重要な属性である) をきわめて重視しているということであった。そこで我々の考察は新しい基本原理と考えられる最小許容限界或いは生存最低限という基準に向わねばならないのであるが、それにはかなりの紙数が必要であるから、論旨を鮮明にするため、ここでは省略し、補論 (VII, 生存上の社会的最低限 (*existential social minimum*) について) において、とりあげることにしたい。

(E) Institutional Economist としての Kapp の経済学的思考の一端を説明してきた今迄の叙述の中には、それらの違いが多少とも曖昧な *value premises, policy objec-*

(54) 脚註(24)参照。

(55) Kapp © p.100. Kapp はとくにこの目標を重視しているが、我々は、後に、経済システムを開かれたシステム (*open system*) として把握するという Ins. Ecs. の特徴と、normative science 或いは political science という特徴の関連を考察する際に、この点をとりあげることにする。又、Kapp によるこの目標の重視は、Kapp が Myrdal の Modernization Ideals にあきたらなく思っている理由を説明するであろう。

tives, fundamental principles, Rational Humanism の如き思想的立場等々の概念が使われてきた。そこでこれらについて、若干の整理を行うことにしよう。

(i) value premises とは、後に明らかにせられる様に、Myrdal にあっては研究を進める必要から、具体的に限定せられ、明示化せられた様々の valuations のことである。それ故に我々はこの概念を原則的にはこの意味で用いることにしたい。（Myrdal はこの様な value premises が満たさねばならぬ種々の属性について論じているが、これらは後にとりあげることにする）

(ii) 従って、value premises と思想的立場とは密接に関連するが、後者は前者を基礎づけるものと考えられるであろう。例えば Rational Humanism はこの様な思想的立場であり、それだけでは、研究を進める上で有効な value premises というには、いまだ抽象的であるが、Modernization Ideals とは、この様な思想的立場に基づかれた value premises といいうるであろう。

(iii) 更に、Modernization Ideals の如き value premises は、同時に policy objectives でもあることに注意する必要がある。しかし value premises が常にそのまま policy objectives となるわけではなく、policy objectives を導出するに際して、媒介せられねばならぬ如き value premises もあることには注意しなければならない。

(iv) この様に思想的立場、value premises、policy objectives 等々を一応概念的に区別しうるもの実際上これらは相互に浸透しつつ、一つの実在として、Myrdal のいう Valuation Spheres (価値評価領域) に属しているわけであるから、これらの用語の意味は、その都度文脈の中で適切に把握せられる必要があるであろう。

(vi) 次に我々は、Kapp が社会分析の規範的接近 (normative approach of social analysis) と呼ぶものについて考察するが、Kapp は、この様なアプローチの完全なる含意を叙述することは避け、彼が最も重要であると考える点をのみ指摘するとして次の様な所論を展開している。

① Ins. Ecs. は知識の規範的体系 (normative system) を目ざしているから、social analysis の根本的な再方向づけ (re-orientation) が必要である。そしてその様な re-orientation は我々が今迄とってきた認識論的態度或いは思考過程の逆転 (reversal) ということである。

② 逆転ということの意味は次の如くである。即ち、我々が今迄データ或いはパラメーターとして受け入れてきた多くの要因 (factors) を従属変数としなければならないということである。

③ 我々が今迄データ或いはパラメーターとして受け入れてきた factors とは、例えば個人の選好、技術の状態、利潤のための投資という原理等々である

が、これらの factors を従属変数とするということの意味は次の如くである。即ち、これらの factors を Modernization Ideals や dynamic equilibrium といった social goals 或いは policy objectives を達成するための手段 (means) とする、つまり、手段変数とするということ、がそれである。⁽⁵⁶⁾

この様に Kapp の主張する社会分析の規範的接近とは、従来我々が positive approach に際して、データ或いはパラメーターとして処理していた多くの factors を政策諸目的を実現する上で不可欠の手段 (means) とみなし、その意味での従属変数として扱うという論理構造を備えていることが明らかであるが、この様な normative approach の論理に関しては、周知の様に J. Tinbergen による周到なる考察を我々は利用することが出来るわけである。従って、この様な論理を更に立ち入って解明するためには少くとも J. Tinbergen の諸考察を媒介することが、不可欠となることをここで述べておこう。

(F) 以下社会分析の規範的接近について、positive analysis と normative analysis の関連や目的と手段との関連に縮って若干の補促的説明を行い、Kapp のいう思考の逆転なるものを更に明らかにしておこう。なお以下の考察は渡部経彦、筑井甚吉「経済政策」(岩波書店) 第6章マクロ経済政策、6.1 目標と手段の関係 (P.129~132) に依拠して行われるが、そこでの所論の要点は次の如くである。

① ある国民経済の構造を最も一般的に表現する体系として次の如き n 個の方程式からなる連立体系を考えることにする。

$$\phi_i(x_1, \dots, x_n, a_1, \dots, a_m) = 0 \quad (i=1 \sim n)$$

ここで $x_i (i=1 \sim n)$ は未知数、 $a_j (j=1 \sim m)$ はパラメーターである。なお以下の点が仮定されている。即ち、この n 個の方程式は互に独立でかつ整合的であり、それぞれの未知数 x_i について有意味にして一義的な解を与えること、がそれである。又 $a_j (j=1 \sim m)$ がある特定の値 $a_j^0 (j=1 \sim m)$ をとったとき解として $x_i^0 (i=1 \sim n)$ が求められるものとしよう。なお x_i は内生変数 a_j は体系の外からきめられるものである（この様な連立方程式体系によってある国民経済の構造を論理化し未知数を求めるという approach は positive approach 或いは Myrdal のいう theoretical approach の一つであってそこでは因果の範疇を介した思考が行われているにすぎず、いまだ Kapp のいう思考の逆転が果されているとはいえない、筆者）。

② この様な体系での政策目標はある内生変数、例えば x_k について何んらかの制約例えば $x_k = \bar{x}_k$ という制約が与えられることによって定義することが出来る。つまり $\phi_i = 0$

(56) cf. Kapp ⑧ p.228.

に含まれている内生変数への制約を政策目標の設定と考えることが出来るのである（ここでは positive analysis を介して normative analysis への思考の逆転が如何にして行われるかの端初的説明が与えられている、つまり positive model における内生変数が一定の望ましい水準に固定されることによって政策目標に転換し そのことと同時に positive model が normative model に変じるということが明らかにされている、筆者）。

④ パラメーターについては次の如き定義を与えておく。即ち、他のパラメーターとの関係を考えないでその値を独立に変化させうる、がそれである。更にパラメーターは管理できるものと管理できぬものに区別せられうる。但し管理できるということは政策当局がどの様な値をもそれに与えうるということではない。つまり管理できるパラメーターはどの範囲の値までが許容できるか（政策主体によって操作できるかということ、筆者）によって種々のものに区別せられうるであろう。そしてこの様な管理できるパラメーターこそが政策手段ということになるのである（この部分は原著者の叙述を多少修正している。なおここでは positive analysis におけるパラメーターの一部が normative analysis においては政策手段に変化することが示されている、Kapp は、伝統的な政策手段を超えて政策手段を拡大する必要を強調しているが、このことは管理できるパラメーターの拡大ということになるであろう。又以上の説明のかぎりでは positive analysis におけるパラメーターの一部つまり政策手段としてのパラメーターが normative analysis にあっては、従属変数に転じているということは明らかではないが、以下この点が論じられている、筆者）。

⑤ ここで $x_1 = \bar{x}_1$, $x_2 = \bar{x}_2$ という目標を達成しようというケースを考えてみよう。このとき最初の体系は次の如く変化する。

$$\begin{aligned}\phi_i(x_1, \dots, x_n, a_1^0, \dots, a_m^0) &= 0 \quad (i=1 \sim n) \\ x_1 - \bar{x}_1 &= 0 \\ x_2 - \bar{x}_2 &= 0\end{aligned}$$

方程式の数は n 個から $n + 2$ 個に増加しているから、数学的にいって未知数が二つ不足していることになる。そこでパラメーターの中から二個だけを未知数に変えて、例えば a_1^0 と a_2^0 を a_1, a_2 という未知数に定義しなおした上でこの体系を解くことが要求されることになる。今この体系を解けば有意味にして一義的な解を求めうるものとすると、例えば $a_1 = a_1^0, a_2 = a_2^0$ という特定の解が求めうことになる。なおここから出てくる一つの基準は目的の数と手段の数が等しいときにはその解を求めうるというものである（ここでは positive analysis を媒介することによってのみ normative analysis が可能となる所以が説明されている、即ち、前者における変数が後者における目的に、前者におけるパラメーターの一部が後者における手段変数に対応しており、この様にして因果の範疇を介した思考から目的手段の範疇を介した思考への思考の逆転が行われることが明らかにされている。なお positive analysis は以下の(1)式で、normative analysis は(2)式で、示しうるであろう。

$$\phi_i(x_1, \dots, x_n, a_1^0, \dots, a_m^0) = 0 \quad (i=1 \sim n) \quad -(1)$$

$$\phi_i(\bar{x}_1, \bar{x}_2, \dots, x_n, a_1, a_2, a_3^0, \dots, a_m^0) = 0 \quad (i=1 \sim n) \quad -(2)$$

なお、この部分も原著者の叙述を多少修正している、筆者）

以上で我々が意図したところの Kapp の所謂思考の逆転とは何かを更に明らかにしようという目的は一応達成されているが、以下若干の限定を与えることにしよう。

① 以上では、目的の数と手段の数とが等しいときには体系の解は求めうるという一つの基準が導出せられたが、この基準は一般的な妥当性を持っていないことに注意しなければならない。原著者はこの点を上掲書 p.131～132でとりあげているが、そこでの結論は次の如くである。即ち、(i) 仮りに政策手段の数の方が政策目標の数よりも多ければ政策目標を達成できることは確かであるが、政策手段の数が政策目標の数より少くとも目標達成が可能な場合があること（その様な事例が4つ示されている）(ii) 要するに国民経済の構造がどの様に特徴づけられるか、つまり $\phi_i = 0$ ($i=1 \sim n$) という方程式体系をどの様に規定するかによって、政策目標と政策手段の数の関係は変化するということ、がそれである。

② 政策目標と政策手段の関係についての以上に示された考察は両方の数の関係という形でのいはば一般的な対応関係の考察にすぎない。従って、どの政策目標にどの政策手段を対応させたらよいのかという様な関係については全く考察されていない。なお原著者はこの問題を一般的に議論することは難しいがいくつかの示唆は与えうるとして、完全雇用と物価安定という二つの政策目標を税率の変更という財政手段と公定歩合の変更という金融手段との二つで達成しようというケースについて考察を与えている (p.133～136)。

③ 以上の考察は、J. Tinbergen の量的政策 (quantitative policy) の中の目的が固定されているケース (fixed target quantitative policy 更に目的の数が手段の数に等しいかそれよりも少いケースである) についての、原著者流の説明であって、伸縮的目的のケース (flexible target quantitative policy, 例えば一定の制約条件下で、社会的厚生関数の極大化を追求するといった) や、質的政策 (qualitative policy) 改革(reforms)についての考察ではないということを指摘しておこう。しかしこの様な単純なケースの考察によっても Kapp の所謂思考の逆転なるものの本質は明らかにせられうるといえよう。

④ Ins. Ecs. はこの様な意味での思考の逆転が必要であることを主張するわけであるから、このことのみから判断してもそれが normative or political science であることは明らかであるが、Ins. Ecs. が志向している normative approach はこの様な思考の逆転という点を除けば、Tinbergen 流の量的政策と著しく相違していることに注意しなければならないであろう。なおこの様な相違点の厳密なる考察をここで与えることは出来ないけれど、若干の点をのみ指摘することにしよう。即ち、(i) Ins. Ecs. が志向する normative approach はいう迄もなく positive analysis を媒介しなければならないが、その様な positive analysis のレベルで、Ins. Ecs. は全体システムの動態把握を目指した一種のシステム論的接近を提唱しているということ、つまり C.C.C の原理を媒介してあくまでも動態把握が目ざされており、更に Myrdal の所謂 economic factors と non-economic factors を含んだあらゆる relevant factors の相互連関の把握が目ざされているということ、(ii) これに対して Tinbergen 流の量的政策にあっては、positive analysis のレベルで、L. Walras 以来の一般均衡分析が用いられている（この部分は厳

密には、Tinbergen の端緒的業績にあってはというべきであるが）。そして一般均衡分析に代表される如き、伝統的経済学の approach を、Ins. Ecs. は、'closed model approach'（ここでは一応 economic factors と non economic factors を区別し、前者のみを変数として含んだモデルの構築を目指すものと規定しておこう）として批判していることに注意しなければならない。（iii）この様に、Ins. Ecs. が志向する normative approach と Tinbergen 流の量的政策の決定的な相違点は、それらが媒介しなければならない positive analysis のレベルにおいて見出されるわけであるが、このことの故に Ins. Ecs. は、Tinbergen 流の量的政策に対しては、きわめて懷疑的であるか或いはごく限られた意義をしか与えないということになるのではないかと考えられる。（iv）この様に考えてみると、Ins. Ecs. の志向する normative approach は、むしろ、Tinbergen の質的政策や改革に対して、より近い関係に立つといいうかも知れない。何故ならば、伝統的経済学の closed model の如きものは質的政策や改革が媒介しなければならぬ positive analysis としてはあまりにも単純かつ抽象的にすぎると考えられるからである。しかしこの点に関しても、とくに改革の基礎理論と解釈しうる Tinbergen の最適制度論（theory of optimum regime それは、flexible target quantitative policy が、reforms の基礎理論として位置づけられているという様に解釈しうるものであり、厚生経済学の圧倒的影響下で思考されているものである、なおこの点については例えば Jan Tinbergen, Some Features of the optimum regime—Optimum Social Welfare and Productivity, New York University Press 1972 所収を参照されたい）の如きものに対しては Ins. Ecs. は批判的であろう考え方を付言しておこう。

以下、説明抜きで使用してきた量的政策、質的政策、改革についての最小限の説明を J. Tinbergen, Economic Policy: Principles and Design に依拠しつつ与えることにしよう。

① 経済政策は、使用される手段（means）の性質に従って、改革（reforms）、質的政策（qualitative policy）量的政策（quantitative policy）に区別せられる。（p. 7）

② 政策手段は量的手段と質的手段に区別せられるが、後者は更に基盤（foundations）の変化と構造（structure）の変化に区別せられる。（p. 4）

③ 基盤とは人間社会の組織（organization of human society）のより基盤的な（more fundamental）諸要素である（このかぎりでは、トートロジカルであって規定の体をなしていないが、以下の具体的説明によって基盤とは何かが明らかになる、筆者）。それらは、精神的諸価値（spiritual value）と結びついたもの、人間存在間の本質的関係（essential relations between human beings）を規定する（define）するものに区別せられうる。前者の例としては思想信条の自由、投票権、所有権、教育のための機会、が考えられる。後者の例としては若干の集団の特権、分業や専門分化の程度、生産や政策における分権化の程度、何んらかの形態の社会保障の存在、産業民主主義等々が考えられる。（p. 4）

④ 構造とは、人間社会の組織におけるより基盤的でない（less fundamental）要素の集合である。そしてその様な要素には量的要素と質的要素がある。質的要素は、経済社会

組織体 (economic, social organizations) の細部 (details) と記述せられうるものであるが、その事例としては、政策主体の数、存在する租税のタイプ、消費財の分配システム（配給割当制か自由販売かといった）様々な産業の独占化の程度等々が考えられる。又量的要素の事例としては、社会集団や機関 (institutions) の数、それらの行動（つまりそれらの需要の弾力性や消費性向）、扱われる財の数、経済の実物資産の量的構成等々が考えられる。（p. 4～5）

④ 用具 (instruments, これは①において、量的手段といわれていたものであるが②で示した量的要素との違いに注意しておく、筆者) とは原則として量的性質を持っており、その他与件 (other data, 政策主体が変化させえぬ data のことである、従って other data 以外の data は政策手段ということになる p. 3～4, 筆者) の若干のものにしばしば生じる小さな変化への経済の適応のために変化させることが出来るものである。その事例としては、租税率、公共支出の諸項目、割引率、為替レート等々が考えられる。（p. 5）

⑤ 改革とは基盤の変化に等しい (p. 7)。或いは社会組織体 (social organization) のより基盤的な諸特徴の変化と規定しうるものである。一例として社会保障制度の導入をあげておこう (p. 8)。

⑥ 質的政策とは、構造の変化と規定しうるものであるが、一例として租税の数の変化をあげておこう。(p. 8) (税制の改革等は、質的政策ということになるのであろう、筆者)

⑦ 量的政策とは経済政策の用具の値にもたらされた変化と規定しうるものである。一例として割引率の変化をあげておこう。(p. 8) なお量的政策は量的な目的或いは標的 (target) の変化を目指すものであるが、標的が固定せられているか (fixed target), 伸縮的であるか (flexible target) によって二つに区分せられるであろう。(p. 8) 又その殆んどは、短期的な性質を持っている。(p. 48, 但し厳密にいえば、量的政策=短期政策ということは出来ない、筆者)

以上は Tinbergen による改革、質的政策、量的政策の規定であるがとくに、改革と質的政策を区別をする基準である基盤と構造に関してはもっと厳密なる規定を与える必要があると思われる。しかし彼が提示している事例によって両者の違いは内容的にはおおよそ理解せられうるであろう。又、Tinbergen は、政策手段の相違に着目して経済政策を 3 つに分類しているわけであるが、これら 3 つの政策からなるいはば統合的な経済政策なるものが追求すべき政策目標に関しても、同書 ch 1. 1.4 Aims of Economic Policy (p. 11～24) で論じていることを付言しておく。

(vii) 我々はさきに Ins. Ecs. のきわだった主要特徴の一つとして、それが経済システムを閉じられたシステム (closed system) ではなく、開かれたシステム (open system) としてとらえ、一種のシステム論的接近を志向しているということを、指摘しておいた。^(G) そこで以下では、この様な経済システム

の open system character と既述せる normative approach of social-analysis との関連についての Kapp の所論を明らかにすることにしよう。

(G) Ins. Ecs. のこの様な特徴を我々はのちに独立した考察の対象とするのでここでは以下の所論の理解に必要と思われる最小限の説明を与えることにしたい。

① システム論的接近或いはシステム論的思考を開拓するにあたっては全体システム (entire system) という概念が不可欠であるが、全体システムとは、各種のサブ・システムの相互限定的関連と規定せられうるであろう。

② 各種のサブ・システムとしては、経済システム、政治システム、教育システム、研究システム、宗教システム、家族或いは親族システム等々が考えられているが、更にこれらに加えて、自然系 (physical system) 或いは生態系 (ecological system) が含められている。

③ 更に、これら各種のサブ・システムは、各々他のサブ・システムに対して開かれている (open) という様に考えられている。各種のサブ・システムが開かれているといふ方は、例えばサブ・システム A からの産出物が開かれた回路を通じて残余の各種のサブ・システムに投入され、そのことによって残余の各種のサブ・システムに何んらかの影響を及ぼし、更にはその逆の場合、つまり、残余の各種のサブ・システムの産出物が、やはり開かれた回路を通じて、サブ・システム A に投入され、そのことによってサブ・システム A に何んらかの影響を及ぼすという様に、各種のサブ・システムが相互に影響を及ぼし合っている（各種のサブ・システムの相互限定的関連ということ）という事実を表現するためのものである。

④ なお Kapp はこの様な考え方方に立って、各種のサブ・システムの相互限定的関連とその動態（動態把握と C.C.C の原理とが関係してくる）を把握しようという考え方を、システム論的思考 (system thinking)、相互に依存している諸システム (interdependent systems) というタームで考えること、経済についてのシステム論的な観方 (a system view of the economy) 等々と呼んでおり、それを実践してきた複数の学者に言及しつつ、その中に、Veblen 及び Myrdal を含めている。

⑤ 又、Ins. Ecs. のこの様な考え方には、traditional economics が、経済システムを開じられたシステム (closed system) として把えていることへの批判を媒介して生じてきたものである。⁽⁵⁷⁾

⑥ 経済システムの open system character (経済システムが開かれたシステムであるということ) の認識は policy objectives の再規定を要求している。この様な policy objectives としては、従来次の如き多分に相対立する目的が考えられてきた。即ち、分配の平等化の促進或いは分配における正義の実現、経済的安定、完全雇用、稀少資源利用における効率性、意志決定への参加

(57) 以上について Kapp 論文④⑤⑥を参照されたい。

等々がそれである。しかしこれらに加えて社会的個人的な生存の条件を維持し改良するために経済的、社会的、生態的バランスの動態的状態 (dynamic state of economic, social, ecological balance) の維持という目的を加えねばならない。何故ならこの新しい目的は経済システムの open system character に照らすとき社会的経済的再生産及び成長のための基本的な必須条件 (prerequisite)⁽⁵⁸⁾ と考えられるからである。

② dynamic state of economic, social, ecological balance の維持ということは、要するに開かれたサブ・システム (open sub-system) としての自然系或いは生態系と、残余のサブ・システムとくに経済システムとの間に動態的なバランスを維持することである。そして Kapp は経済システムの open system character の認識は従来主張してきた種々の目的に加えてこの様な新しい目的の設定を要求していると述べている。そこで以下、それでは何故に、経済システムの open system character の認識は、この様な新しい目的の設定要求するのであろうかという問題を考えることにしよう。ところで、この問題に答えるためには、次の如き Kapp の認識に注目することが必要である。即ち、経済システムの open system character の認識とは、開かれたサブ・システムとしての自然系或いは生態系、更は、残余の各種のサブ・システムと経済システムの間に相互限定的な関連が存在すること、つまり開かれた回路を通しての相互的な影響の授受が存在することを認識するということであるが、とくに、自然系或いは生態系と経済システムとの間のこの様な相互的な影響の授受に着目すると、それは経済システムからの産出物（この際とくに、bads としての産出物に着目している）が、自然系或いは生態系を破壊する或いはそれに攪乱を引き起こす様な影響を与えており、その様な影響を受けた自然系或いは生態系の変質が、今度は経済システムに悪しき影響を及ぼす⁽⁵⁹⁾ という様なものになっている、がそれである。つまり Kapp は開かれたサブ・システムとしての自然系或いは生態系と経済システムの相互限定的関連は現状

(58) ct. Kapp ©p.100.

(59) Kapp は次の様に述べている。即ち、‘経済システムの再生産は自然環境から引き出された投入物に依存しているが、それは、又自然環境に汚染物質 (pollutants) その他の破壊的な因子を放出している’ (Kapp ©p.102) がそれである。

では両者のバランスを破壊する如き方向に動いている或いは動く危険があるという観方に立っており、この様なバランスの破壊は人間の生存の条件を脅かすものであるから、上述した新しい目的の設定を強調しているのであるが、この様な論理の展開は、経済システムの open system character の認識を前提することなしには、不可能であるといえるであろう。何故ならば、経済システムを閉じられたシステム（closed system）と考えるということは、経済システムと自然系或いは生態系との相互限定的関連或いは相互的な影響の授受に不可欠な開かれた回路の実在を無視するということ或いは思考の上で否定するということに外ならないからである。⁽⁶⁰⁾

⑧ Kappa は更に dynamic state of economic, social, ecological balance の維持という目的を含んだ政策諸目的の実現を志向せる社会分析の規範的接近或いは規範科学としての経済学（normative science of economics）は 2 つのステップを跡む必要があると述べている。第 1 のステップとは、上述した政策諸目的を更に具体的に限定するに際して必要となる量的な枠組或いは指標を作成することであるが、Kapp は、この様な指標は様々の規範的判断、優先順位の決定、集合的意志決定等々要するに政策的諸判断の基準となるものであり、それは社会的環境的指標の作成という作業の中で既に進行中であると述べている。⁽⁶¹⁾ 要するに Kapp はここで既述した最小許容限界或いは生存上の基本要求という基準を作成することが、社会分析の規範的接近にとっての第 1 のステップであると述べているのである。更に Kapp は第 2 のステップについて次の様に述べている。即ち、決定された政策諸目的の実現を保証する如き代替的な（alternative）行為或いは政策を練り上げ、それらの中から適切なるものを選択するということであるが、この際使用される政策手段は伝統的な政策手段の範囲を超えて拡がられねばならない、がそれである。ここで注目すべきことは、Kapp が伝統的な政策手段の範囲内に止っていては dynamic state of economic, social, ecological, balance の維持という目的を含んだ政策諸

(60) これらの点については、Ins. Ecs. の特徴としての一種のシステム論的接近を取りあげる際に詳論したい。

(61) ct. Kapp ©P.100. Kapp ©P.101.

(62) Kapp ©P.101～102.

目的は達成しえぬと述べている点であろう。そして Kapp は、この様な新しい政策手段に関して次の様に述べている。即ち、技術、特定の投入物の質及び量、立地等の評価と選択、生産者消費者の行動パターンや動機づけのパターンは、この様な新しい政策手段とかかわっているということ、それ故に、社会分析の規範的接近は政策諸目的の実現に有効な新しい技術、投入物、立地パターン、消費パターン、ライフスタイル等々の体系的研究を企てねばならないということ、がそれである。⁽⁶³⁾

② この様に Kapp は、社会分析の規範的接近のためは、何よりも、最小許容限界或いは生存上の基本要求という指標を作成しなければならず、伝統的な政策手段の範囲を超えて、新しい政策手段を見出すべく、体系的な研究を進めなければならないと述べているのであるが、更に、この様な新しい政策手段の探究、経済システムの open system character の認識、更には、既述した伝統的思考方法の逆転といった三つの要因間の関連について次の様な所論を開している。即ち、(i) 経済システムの open system character の認識は dynamic state of economic, social, ecological balance の維持という新しい目的を要求しているわけであるが、このことは従来の経済理論がデータ或いはパラメーターとみなしていた諸要素の殆んどを、解決せられねばならない真の問題として考えることを、つまりそれらを解かれねばならない手段的な従属変数と考えることを必然化している。(ii) どの様な技術が、どの様なインプットパターンが、どの様な立地が選択せらるべきか、そして究極的にどの様な産出物がどの様な制度的行動パターン (institutional behaviour patterns) が要求せられ社会的に正当とされるか、といったことこそが、事実上解決を迫られている真の問題である。(iii) 規範的科学としての経済学 (normative science of economics) は、望ましい政策諸目的に照らして、更には代替的な (alternative) 行為の諸コースがもたらすシステム全体に及ぶ諸帰結 (system wide consequenes) や真の費用 (actual cost) に照らして、これらの問題を解明しなければならない。(iv) 要するに、経済システムの open system character を考慮する規範科学としての経済学は、今迄実践され、応用されてきた学問

(63) Kapp ©P.101.

の分析的手続 (analytical procedures of the discipline) の完全な逆転 (reversal) を含意しているであろう、技術の状態、行動パターン、個人の選好を所与とみなし、個々の生産者や消費者の合理的な最適化行動の仮定に立って、自動的で自己規制的な市場諸力のもとでの仮設的に閉じられたシステムの配分機構の説明を目指す代りに、経済学の新しい仕事は、集合的に決定された政策諸目的 (social goals and objectives) が、最も効果的に、社会的に最小の費用で達成せられうる方法を解明することであろう、⁽⁶⁴⁾ がそれである。

(viii) 我々はIns. Ecs. のきわだった主要特徴の一つとして、それが、動態過程を論理化するための仮説として、累積的循環的因果関係の原理（既に、C.C.C の原理と略称している）を重視しているということを指摘しておいたが、ここでこの様な原理と社会分析の規範的接近との関連について、Kapp の所論をふまえつつ、若干の考察を与えることにしよう。なお、C.C.C の原理については、Ins. Ecs. の上記の特徴を考察するに際してとりわけたいのでここでは以下の行論の中で、最小限の説明を与えるにとどめたい。

① 実践的諸問題を解決するための政策的意志決定に達するためにはC.C.C の原理を媒介して relevant factors の間に生じる具体的な連関を明らかにしなければならない（ここでは normative analysis に先行して、まず、それが媒介すべき positive analysis が行われねばならないこと、その際 C.C.C の原理を媒介することが有意義であるということが述べられているのである。）

② relevant factors と irrelevant factors の区別は、明示的な価値前提、政策諸目標、解決を迫られている実践的問題等々に照らして行われねばならない（Myrdal は economic factors と non-economic factors の区別ではなく、relevant factors と irrelevant factors の区別を重視しているので

(64) cf. Kapp ©P.102.

Kapp は以上で経済システムの open system character を考慮する規範科学としての経済学は、従来の positive analysis の逆転を含意していると述べているが、この表現は、normative science of economics がこの様な逆転を含意しているという様に、解釈せられる必要があろう。何故なら normative science of economics は、経済システムのopen system character の認識如何にかかわりなく、この様な逆転なしには論理的に成り立ちえぬからである。

(65) cf. Kapp ®P.220.

あるが、この点の説明には今は立ち入らない。)⁽⁶⁶⁾

Ⓐ relevant factors の中には実践的諸問題の解決に有効な代替的 (alternative) 諸政策を含めなければならない（この様な諸政策が実施せられなければ事態はどの様に展開するかを予想し、かつ明示化せられた価値前提に照らしてその様な展開を評価することが必要であるが、ネガティブな評価が下された場合には今度は代替的な諸政策の各々について、もしそれが実施せられるならば事態がどの様な展開するかを予想した上で、その様な展開を評価することが必要となる、そして政策諸目的の実現にもっとも有効な政策が選び出されることになるのであるが、この様な normative analysis にあっては、いう迄もなく、代替的諸政策は relevant factors とみなされねばならぬであろう、しかし positive analysis にあっても、既に実行されてきた又現に実行されている諸政策つまりは政策当局の行動は、事態の展開の予想に際して考慮せざるをえぬものであるから、relevant factors と考えることが出来る）

Ⓑ C.C.C の原理は、正常裡では (normally) relevant factors の間に循環的相互依存関係 (circular interrelations) が存在するということを想定している。つまり relevant factors の間には相互的応答 (mutual responsiveness) が存在し、それ故に、例えば factor A と factor B の間には、相互的応答を介して循環的運動が生じるものと考えられている。そして更に正常裡では factor A の変化と B の変化の方向は、当初の方向と変わらないとすることによって、この様な循環的運動は累積的な性質を持っているものと考えられている。⁽⁶⁷⁾

⊕ この様に relevant factors の相互的応答は正常裡では、累積的循環的性質を持つと考えられているが、このことは、応答の方向や大きさ、応答が生じる時間の遅れ (time lag)，更に場合によっては、応答の欠除等々を解明することによって、明らかにされねばならない。⁽⁶⁸⁾

⊖ 累積的循環的運動は上向運動 (upward movement) と下向運動

(66) Myrdal のこの様な主張については、例えば、G. Myrdal, Against the Stream. p.142 を参照されたい。

(67) cf. Kapp ⑧p.220.

(68) cf. Kapp ⑧p.224.

(doward movement) に大別される。上向運動とは明示的な価値前提に照らして好ましい方向への運動であり問題の解決をもたらしうるものである。下向運動とは、この逆の悪しき方向への運動である。更に C.C.C の原理は運動の停滞している状態を認めているが、その様な状態を不安定なるもの（つまり何んらかの刺戟によって、上向或いは下向運動を展開する如きもの）と考えてい(69)る。

④ 従って、累積的循環的運動が上向運動を展開する如き刺戟が加えられるならば問題の解決は可能となるわけであるから、この様な刺戟となりうる様な政策手段を発見することが重要な課題となる。つまり下向運動や停滞状態を上向運動に転換させる如き、政策手段の発見が重要な課題となるわけであるが、この様な転換が困難な場合には、少くとも下向運動をくいとめる如き、政策的介入が要請せられることになるのである。⁽⁷⁰⁾

⑤ 更に、この様な上向運動への転換が可能なる場合には、当初の小さな刺戟がはるかに大きな成果をもたらすことに、注意しなければならない。⁽⁷¹⁾

C.C.C の原理と、社会分析の規範的接近の関連は、以上の如くであるが、要するに動態的な経済・社会過程は正常裡では、累積的循環的因果過程を開拓するという仮説が正しいとするならば（いう迄もなく Kapp, Myrdal にあってはその様に考えられているし Kapp によれば、Ins. Ecs. 自体がこの仮説を容認しているのであるが）^(H) (i) normative analysis が媒介しなければならない positive analysis のレベルで、relevant factors の相互関連を解明するに際して、C.C.C の原理は有効であるということ、(ii) この様な C.C.C の原理は、何んらかの刺戟によって、上向運動を開拓させうる可能性を示唆していることの故に、それは有効なる政策手段を発見するための観点或いは手掛りを提供しているということ (iii) 更には、このことに成功すれば、cost をはるかに上廻る benefit が約束されている（このことも C.C.C の原理は示唆している）ので、政策立案者に希望を与えるということ、等々が、社会分

(69) cf. Kapp ⑧ p.224.

(70) cf. Kapp ⑧ p.224.

(71) cf. Kapp ⑧ p.224. なお、以上④～⑦ では Myrdal の主張をふまえて、我々なりの補促、修正が加えられている。

析の規範的接近にとっての、C.C.C の原理の意義ということになるであろう。

(H) Kapp は C.C.C の原理を Myrdal に従って, the principle of interlocking circular interdependencies within a process of cumulative causation (G. Myrdal, Economic Theory and Underdeveloped Regions) といいかえつつ, 我々はこの原理を 'disciplinary matrix' (パラダイムとほぼ同義である, 筆者) とみなすことが正当であると信じると述べ, 更に, とくに institutional economist 或いは institutionalist にとってのこの原理の意義を次の二点に求めている。即ち, (i) この原理は institutional economists がおそろしいほど多様で変化しつつある複合体 (complexity) の中の経済・社会過程の研究に際して, relevant elements を認識し, 秩序づけるための新しい道具を提供していること, (ii) 更にそれ以上にこの原理は, institutional economists (更にその他の社会科学者達) が, 問題的な状況や未解決の露呈されている諸問題を, 相互作用の係数 (coefficients of interaction) に関する正確な知識や完全なる理論がいまだ利用できないときできさえ, 解かれるべき パズルに転形することを可能にしていること, (Kapp ⑧ p.220) がそれである。

(ix) 伝統的な学問間の境界が, 社会分析の規範的接近が志向する実践的諸問題の解決にとって障害となっていることを Kapp は指摘しているので, 最後にこの点を考察することにしよう。Kapp の所論は次の如くである。

① 我々の研究の内実をどこまで拡大しなければならないかという問題がある。その答えは次の如くである。即ち, 研究中の問題に影響を及ぼす可能性のあるすべての factors が考慮せられねばならず, それ故に伝統的な学問間の境界 (borderlines between traditional academic disciplines) を超える⁽⁷²⁾ (trancend) ことが必要である, がそれである。つまり, 社会分析の規範的接近が考慮しなければならぬ factors の範囲は, 研究中の問題の性質や研究の目的等々に依存しており, その様な範囲を確定するに際しては, 伝統的な学問間の境界にとらわれてはならぬ⁽⁷³⁾ ということになるわけである。

② 伝統的な学問間の境界は, 今日では経済・社会過程の十分なる分析的処理に対する最も重大な障害となっている。そしてこれが Myrdal の言明の最も本質的なる点である。Myrdal は社会分析の規範的接近が取りくむ問題につ

(73) Kapp ⑧P.221.

いて次の様に述べている。即ち、経済学上の問題とか社会学上の問題とかは存在しない、ただ諸々の問題が存在するだけであって、それらはすべて複合的な性質を持っている、研究は、複合的で混合的な特定の問題に集中せられねばならぬが故に、我々の伝統的な学問間の境界は、体系的に超えられねばならない（should be transgressed systematically⁽⁷⁴⁾），がそれである。

この様に Kapp も Myrdal も、normative science 或いは political science としての Ins. Ecs. は、それが志向する実践的諸問題（practical problems）の解決のために意味のある（relevant）あらゆる知識を媒介する必要を従って伝統的な学問間の境界を超えることの必要を強調しているのであるが、このことは、Myrdal が指摘している様に、実在せる実践的諸問題それ自体の性質に由来することに注意しなければならない。^(I) なお、Myrdal のこの様な自覚は、彼による unified approach 或いは integrated approach 更には、transdisciplinary approach の提唱を導き出すにいたるが、これらについては、後に Myrdal の所謂 institutional approach を考察するに際してとりあげることにしたい。

（I）以上我々は Ins. Ecs. が normative science 或いは political science であることを明らかにするために、まず Kapp の見解を考察しつつ、併せて、Institutional economists としての Kapp の経済学的思考の一端をも明らかにしてきた。なお Kapp は normative approach of social analysis とか、normative science of economics という表現を用いているが、これらが、Ins. Ecs. as a normative science or political science と同義であることは改めて指摘するまでもないであろう。そこで Myrdal の見解の考察に入る前にやや鉛相せる Kapp の論述の筋道をはっきりさせるため、目次の形での整理を与えることにしよう。

VI normative science 或いは political science としての制度派経済学

1. 略

2. Kapp の見解について

(i)～(iv) Ins. Ecs. の思想的基盤としての Rational Humanism についての言及、価値前提の明示化の必要、経済学における人間疎外現象とその克服等々への言及を含む。

(v) Social goals or policy objectives としての Modernization Ideals, dynamic equilibrium への言及、更には policy objectives の導出に際して媒介せらるべき、基本

(74) Kapp ⑧p.222. なお Myrdal の言明については、Myrdal ⑨p.331.

原理（最小許容限界或いは、生存上の基本要求という基準、なおこの基準については、補論にゆづる）への言及。

(vi) normative approach of social analysis の論理は、既存の思考方法（positive analysisのこと）の逆転であるということへの言及。

(vii) 経済システムの open system character の認識と normative approach of social analysis の関連についての言及、maintenace of a dynamic state of economic, social, ecological balance という政策目的の追加と既存の政策諸手段を超えた新しい政策諸手段の探究の必要への強調を含む。

(viii) 累積的循環的因果関係の原理（principle of cumulative, circular causation）と、normative approach of social analysis の関連についての言及。

(ix) normative approach of social analysis は、伝統的な学問間の境界を超えること、更には unified approach, transdisciplinary approach（なお、これらについては Myrdal の見解の考察に際してとりあげる）を要請しているということへの言及、以上である。

（続く）

3. Myrdal の見解について

以下 normative science 或いは political science としての Ins. Ecs. をめぐる Myrdal の見解の概略を明らかにすることにしよう。なおこの問題の本格的な解明は、Myrdal の方法論的諸考察の周到なる検討を要求しているから、その様な解明は他の機会を待たざるをえぬことを、はじめに指摘しておきたい。

(i) Myrdal は始めに古典派新古典派といった traditional economics が、本来 normative science であったということを評価しつつ批判している。Myrdal の所論は次の如くである。

① 18世紀及び19世紀初頭の経済学の始まり以来、経済学者は自らを political economist とみなしていた。つまり彼等は次の様な信念を抱いていた。即ち、合理的な基盤に立って、つまり事実に関する彼等の知識からの論理的推論として政策的結論を導出することが、彼等の義務の一部であるということ、⁽⁷⁵⁾ がそれである。

② けれども彼等は次のことを十分に自覚していた。即ち、彼等の理論（そ

(75) Myrdal ⑧ p.84.

これは今日の conventional economist の closed model の原型であるが⁽⁷⁶⁾ は政策的な結論の導出を可能にするほど十分に包括的なものではないということ、それである。従って彼等は政策的結論を導出するためにはより広い領域からの知識とくに社会哲学から得られる諸仮定をつけ加えねばならないと考えた。つまり、J. S. Mill が彼の初期の作品の中で明らかにした意味において、経済問題の研究とは彼等にとって moral science の課題であった。⁽⁷⁷⁾

② political economy⁽⁷⁸⁾ としての経済科学 (economic science) を樹立したところのこの古い見解にとって決定的なことは次の様な確信であった。即ち、客観的な価値 (objective values) は事実として認識・観察・分析せられるということ、それである。そしてこの見解はこの様にして明らかにせられた客観的な価値を事実研究や合理的な政策的結論の導出のための基礎として利用しうることをも確信していた。ところでこの様な客観的な価値或いは価値基盤 (value basis) はその時代の道徳哲学 (moral philosophy) である快楽主義的な連想心理学 (hedonistic associational psychology) に基づづけられた功利主義 (utilitarianism)⁽⁷⁹⁾ によって提供せられたものであった。

③ institutional economists は、自らの科学を political economy、従つて又 moral science とみなすという点で古い伝統に忠実であったし現にそうである⁽⁸⁰⁾ (Myrdal はここで Ins. Ecs. が political economy 同様 normative or political science であることを明らかにしている)。

㊂ A. Smith から A. Marshall までの古典派、新古典派の伝統の中にある指導的経済学者の多くは、第二次大戦後の conventional economist より

(76) conventional economists の closed model については、Ins. Ecs. の特徴としての一種のシステム論的接近を考察する際にとりあげたい。

(77) Myrdal ② p.84.

(78) political economy という語は、通常政治経済学と訳されているが、その意味は政策科学としての経済学ということであろう。同様に political science という語も、政策科学と訳しうるであろう。(political science に政治学という訳語を当てている辞書もあるが、政治学には politics といういい方がある)

(79) Myrdal ② p.85.

(80) Myrdal ② p.85.

もそのアプローチにおいて巾広い考え方をしていた。それ故に我々は F. List や K. Marx と共に A. Smith や A. Marshall を institutional economists の先人 (predecessors) の中に含めたい誘惑にかられる。しかし我々は古典派新古典派の経済学がその基礎を功利主義という道徳哲学及び快楽主義的な連想心理学に求めていたという点には批判的にならざるをえない。⁽⁸¹⁾ つまり我々は研究のための価値基盤或いは価値前提をこの様な陳腐な哲学、心理学以外のものに求めざるをえないわけである。⁽⁸²⁾

(ii) Myrdal は以上の様に political economy としての古典派、新古典派の経済学に対する自らの見解を明らかにした後に、研究に際しては価値前提を明示化しなければならないという從来からの主張を行っている。その要点は次の如くである。

(i) 私は明示的な道具的価値前提 (explicit instrumental value premises) をもって作業することが必要であるということを從来より主張してきた。その様な価値前提は次の如き諸属性を持たねばならない。即ち、研究されている社会において、relevant であり、significant であり、更に論理的に

(81) Myrdal は Institutional economists の先人の中に F. List や K. Marx を含めている。先人 (predecessors) という語の解釈にもよるが、このことは Myrdal が Ins. Ecs. を非常に広く考えていることを示唆している。なお Myrdal のこの様な考え方と、佐々野謙治の考え方との間にはある種の共通性のあることが明らかであろう。(前掲拙稿 p.37~38)。又、Myrdal が A. Smith や A. Marshall を Institutional Economists の先人とはみなしていないということも分る。しかし Myrdal は Against the Stream (p.143) の中で、A. Smith や A. Marshall に言及しつつ、彼等は、彼等の分析の中に彼等が relevant elements とみなした生活条件 (living conditions), institutions, attitudes を含める用意があったので、institutional economists という用語が発明されるずっと以前に、本当に殆んどすっかり (indeed, almost all) institutional economists であったと述べている。つまり Myrdal の言明には若干のニュアンスの相違が見出されるのであるが、我々は以下の所論をも考慮して論文④の見解をとりたい。なお、Myrdal が、institutional economists というときの institutional とはどういう意味であるかが一つの問題点であるが、以下の考察でこの点は明らかとなるであろう。

(82) Myrdal ④ p.85.

consistent であると共に、潜在的な実現性という意味で feasible でなければ
 ならない、がそれである。^(J)

(ii) Institutionalism と次の如き主張とはきりはなしえぬ関係にある。即ち、institutionalist はすべて political economist であってそれ故に研究や処方箋の作成の中で人間の価値評価 (valuations) がどの様な役割を演じるかという方法論上の問題を回避することは出来ぬということ、がそれである。そして institutionalists は古典派、新古典派以外の先達者達の様に価値前提が隠されているときに、研究に生じる歪み (bias) というものに常に注意を向けてきたのである。

(iii) conventional economists は、この様な方法論上の問題については殆んど完全に素朴であってその様な素朴さを首尾よく維持している。conventional economists は新古典派の最後の世代によって開発された厚生経済理論 (welfare economic theory) を発展させたが、特殊で時代遅れの道徳哲学、そしてやはり時代遅れの心理学の中にその基礎を求め、しかもそれを隠し忘却することに成功したといえる。厚生経済理論は amoral and apsychological economic theory であるかの如く装っているが、それは既に見捨てられた快楽主義的心理学や功利主義的道徳哲学を介してのみ意味を持つものである。conventional economists は次の如き快楽主義的な仮定に立って、人間行動を研究できるかの如く考えている。即ち、人間行動は効用及び非効用を計量する (weighing) にあたって合理的であるという仮定、がそれである。しかし所得稼得者、消費者、貯蓄者、投資家の如き様々の経済主体の行動は現代心理学を媒介することなしには研究せられえぬであろう。そして conventional economists と現代心理学の関係はきわめて不満足なるものといわざるをえない⁽⁸³⁾のである。(Myrdal はここで現代の厚生経済理論をとりあげ、批判の対象としているが、その論旨は、前掲拙稿 (p. 56~61) における我々の見解とはほぼ同一であるといえよう。)

(J) 既述した Modernization Ideals はこの様な価値前提の具体例である。なお、(a)、研究に際して何故に価値前提を明示化しなければならないのかという点、(b)、更には relevant, significant, logically consistent, feasible といった価値前提がみたさねばな

(83) 以上(i)～(iii)は、Myrdal ⑧ p.85~86.

らぬ属性については、例えば Asian Drama⁽⁸⁴⁾ {(a)について}、及び Value in Social Theory⁽⁸⁵⁾ {(b)について}の中で次の様に説明されている。

(a)に関する Myrdal の説明は以下の如くである。

① 我々は研究における客観性 (objectivity) 如何という問題を論理の問題 (problem of logic) として提起しなければならない。

② 南アジア諸国に関する客観的な研究のための規則を次の様に主張することは容易である。即ち、(i) 研究者は隠された動機を持つべきではなく、真理の探究に自らを限定すべきである、(ii) 研究者は自らをとりまく社会や伝統の圧力、更には彼自身の欲望から、出来るかぎり自由でなければならない、(iii) 研究者は彼の読者の政治的態度に影響を与えるようという意図を彼の研究の中で持つべきではない、(iv) 研究者の仕事は人々が自らの理想や利益を追求するにあたって、より合理的であることを助けるために、事実に関する情報を提供することである、(v) 研究者は彼の科学的な仕事において、特定の国や特定の集団や特定の政治的イデオロギーに如何なる忠誠もささげてはならない、がそれである。

③ この様な規則は一見もっともな様であるが、それによっては如何にして（認識における）歪み (bias) を避けるかという方法論上の問題は解決せられえぬであろう。研究における客観性の問題を価値評価 (valuations) を一掃することによって解決しようすることは単純にすぎる。又価値評価が含意せられているという事実を非科学的として非難することは出来ない。そうではなく、社会における諸問題のあらゆる研究はその視界 (scope) が如何に限られたものでも、価値評価 (valuations) によって決定せられているし、又決定せられねばならない。'disinterested social science' はかつて存在することもなかったし、今後も存在しえぬであろう。

④ 研究は方向 (direction) と観点 (view points) を持たねばならない。そしてそれは我々の事柄への関心 (interest in a matter) によって決定される。つまり価値評価は、アプローチの選択 (choice of approach), 問題の選択 (selection of problem), 概念規定 (definition of concepts), データの集収 (gathering of data) 等々の中に入り込んでくるわけで、単に理論的発見 (theoretical findings) から導出される政策的推論の中に入り込んでくるだけではないのである（この部分は重要である、筆者）。

⑤ 価値前提は社会科学におけるアプローチを実際にそして必然的に決定する。又価値評価なしで社会における諸問題に接近したり、それらを分析したりすることは出来ない。しかしそれらを隠すことは出来るし、研究者自身がそれらに気付かないということがありうる。価値評価の隠蔽は現実の問題 (real issues) に直面することを避けたいという研究者の欲求を隠すことに役立つ。又暗黙裡に (implicitly) 仮定された価値評価を残しつつ、それらに気づかずにいるということは、価値評価領域 (valuation sphere) からの統

(84) G. Myrdal, Asian Drama, Prologue, The Beams in our eyes, 9.
Valuation and their Inevitability in Scientific Study p.31～34.

(85) G. Myrdal, Value in Social Theory. p.157～158.

御できない影響への余地を開くことになる。（この部分も重要である、筆者）。価値評価は、我々と共にあって、それが意識下で我々を駆り立てている場合でも、我々の仕事を導いている。それらが暗黙裡に仮定されていたり、それらに無意識であることは、認識に歪みをもたらすであろう。

⑥ かくて理論的分析（theoretical analysis）における客觀性を求める唯一の途は、次の如くである。即ち、価値評価を列挙し完全に明るみの中にもたらすことつまりそれらを意識的に明示化すること、そしてそれらがアプローチの選択、問題の選択、概念規定、データの集収等々を規定していることを認識すること、がそれである。実践的或いは政策的な推論（practical or political inferences）においては、明示せられた価値前提は同じ価値前提の利用を伴った理論的分析によって得られたデータといっしょになって政策的結論（policy conclusions）のための前提を形成する。

⑦ なお、我々がここで扱っている問題は知識の哲学（philosophy of knowledge）及び知識の社会学（sociology of knowledge）が扱うところの問題であることを、述べておこう。

以上は、Asian Drama における Myrdal の見解であるが、ここには彼の方法論的考察のエッセンスが凝縮的に表現せられているといえよう。なお、theoretical, practical (or political), valuation, value premise という用語に関する Myrdal の説明を提示しておこう{Asian Drama, p.32脚註(2)}。

theoretical というのは、因果の範疇を介せる思考（thinking in terms of causes and effects）ということに関連した用語である。practical (or political) というのは目的手段の範疇を介せる思考（thinking in terms of ends and means）に関連した用語である。又 value ではなく valuation（価値評価と訳している）という用語が選ばれたのは、valuation process の主觀性（subjectivity）を強調するためである。但し value-premises という場合には value という用語が使われているが、value premises という用語は専ら何んらかの valuation が限定せられ、研究において使用するために明示化せられる場合に使われるものである。なお value という用語は、valuation の対象(objects) という意味合いを含んでおり、価値評価過程の主觀性（subjectivity）を示すためには適当な用語とはいえない、又多くの場合 value という用語はある種の客觀的な意味で価値がある（valuable）という隠された価値前提を含意しているので、使用されないのである。

(b) に関する Myrdal の説明は以下の如くである。

研究における価値前提（value premises, 複数形であることに注意されたい、筆者）は、次の如き基準をみたさねばならない。即ち、(i) 価値前提は明示的に叙述されねばならず（explicitly stated）、暗黙の諸仮定（tacit assumptions）として隠されてはならない、(ii) 価値前提は事実的知識を媒介せる現実についての価値評価（valuations これも複数形である、筆者）と同じ様に、限定せられ（specific）具体的（concrete）でなければならない、(iii) 価値前提は事実研究（factual research）から直接に引き出すことは出来ない、価値前提は決断的に選択せられねばならぬものである（to be purposedly

selected)。(iv) 値値前提はアприオリに自明なるものでも、一般的に有効なるものでもありえない、価値前提は仮説的性質 (hypothetical character) を持ちうるにすぎない（理論的、政策的研究にとってはそれはあくまでも仮説であるということである。但し、この同じ価値前提は、それを信奉する人々にとってはその絶対的な意味での普遍妥当性を主張するに値するという意味で、信念でもありうることには、注意する必要がある、そしてこの2つは矛盾せぬと考えられる、筆者）(v) 社会には両立しえない価値評価 (valuations) が存在しているから、価値前提 (value premises) は理想的には、多数の代替的 (alternative) な諸仮説の集合として与えられねばならない、事実的データやこれらの価値諸仮説からの結論としての価値判断は、それらに対応する数だけの実践的政策のための代替的な諸計画 (plans) から成り立つことになる {value premises A, value premises B …と、A, B …を前提した理論的分析の各々によって獲得せられた事実的データ (positive analysis の成果) a, b …という前提を今、(A, a) (B, b) …と記号化するならば、それらから、 α , β …という代替的な諸政策或いはプログラムが、導出せられるということが述べられているのである、筆者} (vi) 社会における実践的諸問題の科学的取り扱いにあっては、仮説的価値前提 (hypothetical value premises) の代替的な集合 {これは、さきの記号を使うとき (A, B, …) ということになる、筆者} の中からの選択は、恣意的に行われるべきではない (A, B, …は、各々 value premises —複数形— である、例えば Modernization Ideals は、この様な value premises の一つであるが、複数形が使われているのは、Modernization Ideals 自体が複数のいはば価値要素から構成された一つの複合体であるからであろう。今、この様な価値要素を A_i で示すと、 $A = (A_1 A_2 \cdots A_n)$ ということになるであろう、筆者) (vii) この様な選択の原理或いは基準は、既述した relevance, significance, logically consistency, feasibility というものであるが、各々についての Myrdal の説明は次の如くである。 (viii) relevance (有意味性) は、現に実在せる人々及びその様な人々からなる諸集団 (actual persons and groups of persons) の利害 (interests) や理想 (ideals) によって決定される。誰によっても現に抱かれていない価値前提を導入する必要は存在しない (relevance とは問題となっている価値前提が歴史的社会的文化的な制約下にある当該社会の諸成員や諸集団によって、現に抱かれているか、どうかということにかかわっているのであるが、Myrdal はこの基準は思惟の節約のための規則 (rule of economy) であって以下の様な試みを企ててはならないという論理的な理由 (logical reasons) は少しもないと述べている。即ち、現存せる価値前提の結合、総合、相互的な修正を行うこと、全く新しい価値前提をつくり出す (conjure up) こと、研究中の文化や時代の外に出てその様なところで作動している価値前提を使うこと、等々がそれである。しかし Myrdal は実際には、rule of economy から relevance という基準を提唱しているわけである。筆者)。(ix) relevance という圈の中に significance (有意義性) という圈が存在するが、それは、実質的な集団 (substantial groups of people) 或いは、実質的な社会的勢力を持った少数の集団 (small groups with substantial social power) によって抱かれている様な価値評価 (valuations) を指示するために選ばれている。実践的な諸問題に関する現実的な研究

は、高い社会的意義 (social significance) を持っている価値評価或いは高い社会的意義を獲得する様に思われる価値評価に対応せる価値前提に注意を集中しなければならない。そして大多数の人々によって抱かれている価値前提、或いは政治的に支配的な集団によって抱かれている価値前提を採用することは多分必要ではない {選択せらるべき価値前提は relevance という基準をみたした上で、更にその特殊ケースである significance という基準をもみたさねばならないと Myrdal は述べているのであるが、 significance ということの意味は substantial groups of people 或いは small groups with substantial social power というものをどの様にとらえるかということに依存しているであろう。この点に関する我々の考えは次の如くである。即ち、①我々は small groups を小集団とは訳さず、少数の集団と訳している。何故なら、substantive group of people とは group with substantial social power であって、その様な集団の属性を規定するにあたって成員数の大小に着目する必要はないからである、確かにこの様な集団は複数個存在しているし、当該社会の大多数の人々を成員とする集団であるとはいえないが、成員数の巾は、多様であり、所謂小集団に限られることはないであろう、② Myrdal の叙述から、この様な集団は、上述の如く当該社会の大多数の人々 (majority of population) から成る集団ではないし、更に、政治的に支配的な集団でもないということが明らかである。③従ってこの様な集団の属性は substantial social power というものをどの様に解釈するかに依存しているが、Myrdal はこのための十分な手掛りを与えてはいえない。そこで我々は次の様な一つの解釈を提示しておく。即ち、他者を従わせる或いは他者に従われる能力としての社会的勢力の中の武力、権力、富力、宗教的カリスマの有する勢力の如きものを除外し、当該主体の指示的言明に高度の合理的根拠 (学問的科学的等の根拠) が存在することの故に人々が自らの関心に照らして従わざるをえぬ様な場合における当該主体の持つ社会的勢力 (例えば学問的権威といわれるときの権威に裏付けられた高度の説得力の如きもの) に着目し、その様な社会的勢力を substantial social power の代表的事例と (86) 考えること、がそれである。従って substantial groups of people とは、この様な勢力を所持していることの故に十分な社会的影響力を持った集団をその代表的事例として含む如きものといえよう。} (x) 価値前提によって設定せられた目標は実現可能 (feasible) でなければならない。事態の将来における望ましい展開の内の若干のコースは relevant factors の理論的研究によって不可能であるか殆んど実現されそうにないことが証明されるかも知れない。そして不可能なること (the impossible) を志向する価値評価に対応する価値前提は選ばれるべきではない。その様なものは実現不可能 (unfeasible) なものとして批判されねばならない。人々が現に抱いている価値評価、従って、又それに対応する価値前提の実現可能性 (feasibility) という観点からの批判は、社会諸科学の最も重要な仕事の一つである (Myrdal は目標と 価値前提を区別し、前者は後者を媒介することによって導出せられるとしつつも、後者は前者に反映するが故に、目標の feasibility

(86) この様な社会的勢力の規定や分類は高田保馬「階級及び第三史観」、「勢力論」の影響下にあることを述べておく。

と価値前提の *feasibility* を同次元で扱っているのである) (xi) 選択せられた価値前提の集合は相互に両立不可能な (*imcompatible*) 価値前提を含むべきではない (ここでの価値前提とはさきに我々が価値要素と呼んだものであり, $A_1, A_2 \dots$ のことである, それ故, ここでは選択せられた価値前提の集合とは $A = (A_1, A_2 \dots)$ のことである, 筆者)。つまりそれらは無矛盾的 (*consistent*) でなければならない。なお我々は, 時には価値前提の集合 $\{A = (A_1, A_2 \dots)\}$ のこと, 筆者} の内部でバランス或いは妥協が行われるということを観察するに違いない。過度に単純化された事例であるが, 進歩は安定や秩序の犠牲を意味するかも知れぬという場合を指摘することが出来る。又若干の価値前提 (価値要素或いは要素的価値前提, A_i のこと, 筆者) 他のもより包括的であったり, 他のものを従属させていることがある。更に若干の価値前提 (これも A_i のこと, 筆者) は他のものとある種の関係, 例えば目的と手段の関係に立っていることもある。

以上より, 価値前提をめぐる Myrdal の所論の大略は明らかにせられたと思われるが, Modernization Ideals と照合させつつ, Myrdal の所論を理解することが有意義であろう。

(iii) institutional economist としての Myrdal が最も関心を示している実践的問題の一つは, 低開発諸国の開発ということである。そこで Ins. Ecs. が normative science 或いは political science である所以をより具体的に明らかにするために, Myrdal によりつつ低開発問題への彼の所謂 institutional approach なるものについてその概略をのみ考察することにしよう。

① 後進地域 (backward religions) における貧困の問題は第 2 次大戦後の巨大な政治的变化つまり非植民地化の嵐の到来までは先進諸国 (developed countries) において殆んど関心をひかなかった。

② 第 2 次大戦後経済学者達は低開発諸国の開発問題に群るが, その場合この問題は conventional な意味における, 経済学的問題 (ここではあえて, 経済問題ではなく経済学的問題と訳しておく, この点については以下の行論及び IV. 4. を参照されたい) として扱われた。つまり経済学者達は先進諸国における自らの作業から引き出された諸概念や, closed model を使用してとくに物理的投资の必要を強調した。

③ 経済的要因 (economic factors) のみが扱われたときできえ, システム内でのそれらの相互関係 (interrelations) は十分に観察されなかった。例えば G.N.P タームでの生産は分配から孤立化せられた。生産と分配は決定的

に相互依存的であり、とくに、低開発諸国ではそうであるにも拘らず、この様に処理せられたのである。低開発諸国における大衆の生活水準はきわめて低く、このことが低生産性の重要な原因であるが conventional approach は生産を分配から孤立化させて扱い消費を彼等の成長モデルの外部においていたのである。

③ 1950年代に入ってやっと一団の経済学者は開発における教育の重要性を強調し始めた。しかし彼等は教育を教育投資として、資本・産出比率の中で物理的投资と同等に扱った。しかしこの扱いは、A. Marshall の警告を無視したものである。

④ 低開発諸国の開発問題へのアプローチに際して conventional economists は closed model を使用したがその欠陥は非経済的因素 (non-economic factors) が体系的に考慮外におかれたということに求めうる。長期間社会的経済的に停滞していたこれらの国々では、硬直的な諸慣習 (rigid institutions) や柔軟さを欠いた態度 (inflexible attitudes) などが、先進諸国におけるよりははるかに大きな開発への障害となっていたにも拘らず、その様なアプローチがなされたのであり、要するに conventional approach は失敗であったといわざるをえないものである (Myrdal はここで、traditional economics の 'closed model approach' を批判しているわけであるが、我々はこの点を Ins. Ecs. の特徴である一種のシステム論的接近を考察する際に、詳しく説明することにしたい、筆者)。

⑤ 低開発諸国の開発問題への more institutional approach への動きの始まりがみられる。つまり、conventional economists が扱う経済的因素の外に、institutions, attitudes, 更には非常に低い生活水準の生産性効果といったものが考慮されはじめている。例えば国連の様々な組織に集められた研究や勧告の中に、この様な動きは反映されているのである。換言すれば、低開発諸国の開発問題に対する統一された或いは統合された接近 (unified or integrated approach) への要求が生じており、更に conventional economic analysis が常用する諸概念、モデル、更にアプローチ自体が誤りに導くものであることが、ますます認識される様になっているのである (Myrdal はここ

で institutional approach という表現を用い、更にそれと unified or integrated approach との関連を示唆しているが、institutional approach なるものを正確に理解するためには Ins. Ecs. の特徴である一種のシステム論的接近と C.C.C の原理の重視についての考察が不可欠である。しかし我々はこの様な考察にとりかかる前に institutional approach についての一応の規定を後に与えることにしたい。(筆者)

④ 開発は全体的社會システム (entire social system) の上向運動として理解されねばならない。そこには累積的効果を伴った諸条件の変化の間の循環的因果関係 (circular causation between changes of conditions with cumulative effects) が見出される。そして改革 (reforms) は entire social system を出来るかぎり大きくかつ速やかに上向させるための意識的で計画された変化ということになる (この部分も institutional approach なるものを理解する上で重要である。又ここには institutional approach が究極的には reforms の立案を意図しているということが、entire social system の上向運動や C.C.C の原理との関連で示唆されている、筆者)。

⑤ conventional economic analysis に伴う多くの混乱が整理されねばならない。例えば G.N.P, underemployment, unemployment といった概念が不注意に利用されている。又その様な概念によって多くの不適切な統計が集められ分析せられている。⁽⁸⁷⁾

^(K) 以上低開発諸国の開発問題に対する institutional approach の意義や有効性についての Myrdal の所論を明らかにしてきたが Myrdal は運動は始ったばかりであり、最終的には institutional approach に勝利がもたらされるであろうとも述べている。いう迄もなく institutional approach は Myrdal 自身が試みたものであって、それを具体的に把握するためには彼の Asian Drama や The Challenge of World Poverty の周到な研究が不可欠であるということと、以上の説明ではいまだ institutional approach の概略しか明らかにされていないことをここで述べておきたい。けれども、Ins. Ecs. が

(87) 以上④～⑤は cf Myrdal ⑧ p.87～88.

(88) Myrdal ⑧ p.88.

normative science 或いは political science であるということは、このかぎりでも明らかにせられたと思われるのである。

(K) 今迄もたびたび使用してきたが、ここで我々が Myrdal に従って通常用いられている発展登上国 (developing countries) という用語ではなく低開発諸国 (underdeveloped countries) という用語を用いている理由を明らかにしておこう。Myrdal は Against the Stream の中で次の様に述べている。

① 植民地時代には一般に後進地域 (backward region) といった静態的な用語が用いられていた。この用語はその様に呼ばれている地域の大半が、国 (countries) となっていないという事実を反映していたし、更にこの用語は事態を変化させることが出来るという観念 (ideas) にいかなる支持をも与えぬものであった。

② 植民地崩壊後は、低開発諸国 (underdeveloped countries) という動態的な用語が用いられる様になった。この用語はその様な国々の低開発という現状の認識を表現していた。そして更にこの用語が用いられるときには、この用語は、低開発ということは望ましいことではなく、この様な国々は開発のための計画を立てるべきであり、その様な計画を成功させるために、先進諸国 (developed countries) によって援助されるべきであるといった価値評価 (valuations) を含意していた。

③ ところが新しい政治的環境の中ではこの用語は丁重ではないと感じられる様になった。外交的配慮によって導かれた共同謀議によってそれは様々の遠曲な表現に変更されたが、その様なもの一つが発展登上国 (developing countries) という用語である。そしてこの用語は長い間国連から発行されるすべての文書の中で公的に承認されている。

④ 発展登上国という用語は非論理的である。何故なら、一国が発展登上にある (developing) のかどうかという問題点を無証明のまま発展登上にあると仮定しているからである。つまりこの用語はこの様な判断をあらかじめ内含した用語 (loaded terms) ということになる。更にこの用語は一国が低開発であり、開発を欲しており、開発のための計画を立てねばならないという思想 (この様な思想を表現する用語が求められているのであるが) を表現していない。

⑤ この様な用語の丁重さ (politeness) をめぐる問題は重要でないと思われるかも知れない。しかしそのことは低開発諸国の諸問題への科学的接近に深く潜在している偏見 (bias) を示しているが故に、この点を明らかにしておくことは重要なのである。(以上①～⑤は G. Myrdal, Against the Stream, p. 76～77, 加藤, 丸尾訳反主流の経済学 p.79～80)

Myrdal はこの様な理由で慣行に反して、低開発諸国という用語を上記②, ④に示した様な意味合いで用い続けているのであるが、このことは同時に、Myrdal の研究対象がこの様な意味での低開発諸国であるということをも意味しているであろう。

(iv) Myrdal は低開発諸国の開発問題に対してのみ institutional approach が有効かつ必要であると主張しているわけではなく、先進資本主義諸国が抱え

ている様々の実践的諸問題の解決にとってもそれが有効かつ必要であることに言及している。Myrdal の所論の要点は次の如くである。

① 石油危機以前に西側世界の殆んどは持続的かつ加速的な価格インフレーションを経験していた。このことは新しい事態であったが、その様な価格インフレーションはスタグフレイションに移行する傾向があった。スタグフレイションとは価格が上昇しつつある一方で、高率の間歇的に上昇しつつある失業率を伴う現象である。すべての国は需要を増加させることによって、デフレーションをどの様にくいとめるかということを学んだが、スタグフレイションはその基本的な原因が需要サイドにはないために、それをくいとめることははるかに困難であった (Myrdal はまずスタグフレイションの解決という問題を提起しそのためには institutional approach が有効かつ必要であることを以下のように論じていく、筆者)。

② inherited theory はインフレーションの諸原因やそれが資源配分に与える効果を明らかにするにあたって、分析を深部にまで進めてはいない。そしてその原因は inherited theory の closed model が様々の institutional conditions (non-economic factors といいかえてもよい筆者) をその外部に放置し従って無視していることに求めうるであろう。その様な institutional conditions としては例えば次の様な事柄が考えられる。即ち、人々の予想 (expectations) の動態、租税体系における多くの特殊性、様々の組織体 (organizations) からなるシステムにおける institutional skewedness (制度上のゆがみ) 等々がそれである。なお、この様な institutional skewedness の一例として、所得とか利潤の稼得者としての組織体への参加と比べて、消費者としての組織体への参加の立ち遅れとか（様々の組織体のもつ社会的勢力の格差の故に強大な社会的勢力を持つ組織体が様々の政府や議会に代表を送ったり、それ以外の仕方で影響力を行使することによって、経済的バランスを破壊

(89) この点は Ins. Ecs. の特徴としての一種のシステム論的接近を traditional economics の closed model approach. (この名称は、Myrdal のこの部分叙述にもとづいている) と対比させつつ論じるにあたって、詳細に扱いたいが、ここ の叙述からだけでも、Myrdal が、一種のシステム論的接近を重視していることが推察されるであろう。

する可能性を持っていることが、ここで *institutional skewedness* としてとらえられているのである。つまり、諸組織体の間への社会的勢力の分配のアンバランスが経済的アンバランスの原因となっているということが、*institutional skewedness* ということの意味である（筆者）更には全西側世界における生産、商業、金融等々の部門での巨大法人企業（huge corporation）の成長と、それらが多国籍的（multinational）であり、コングロマリット的な性質を持っていること等を指摘することが出来るであろう。そして、この様な *institutional skewedness* の故に、価格や賃金が市場に密接に依存せず管理されているという事態が発生したり、更には経済的金融的取引の急速に成長しつつある部分が公共的監視や政府の統制からまぬがれてしまうという事態が発生したりすることになる。更に又、経済の多くの部分が軍事化されていることの故に、政府と防衛産業の間の取引は殆んどどの国でも、単純なる市場条件によっては論じられなくなっているという点も見逃せぬところである（要するに Myrdal は *institutional skewedness* 等の *institutional conditions* に起因する市場機構の変質とスタグフレイションに代表される様な問題との因果連関は *inherited theory* の *closed model approach* ではとらえきれぬが故に *institutional approach* というものが重要となってくるということを述べているのである、筆者）。

② この様な状況の中で石油危機が勃発した。それは所得の国際的分配に大きな変化をもたらし、又いたるところで激しいインフレイションの原因となつた。更に食料とか他の原材料の稀少性の問題が別個に発生している。そしてスタグフレイションへの趨勢はこの様な国民的国際的危機のただ限られた一局面といえるであろう（Myrdal は、第 1 次石油危機の直後にいたるまでの状況を以上の如く概観しつつ、そこに内在する様々の問題解決にとっての *institutional approach* の潜在的な有効性を以下の様に論じている、筆者）

③ *institutional economists* は、これらの巨大な問題の分析にいまだ散發的な貢献しかしていないが以下のことは明瞭であろう。即ち、*inherited economics* の *closed model* の中では、これらの問題は分析せられえぬであろうということ、がそれである。この結果、実践的政策的な関心を抱いている経済学者達は、彼らの背景がどの様なものであろうと、ますます *institutional*

economics に参加するであろう。我々は institutional economics の論理の故に単純に勝利するのではなく、世界で生じている事態の故に勝利するであろう。そして現在の conventional economics の多くは irrelevant で uninteresting なものとして見捨てられることになろう {この様に Myrdal の Ins. Ecs.への期待はかなりのものであるが、Ins. Ecs. (とくに現代の Ins. Ecs.) が normative science 或いは political science であるということは Myrdal の所論によって、更に裏付けられたといえるであろう、筆者}。⁽⁹⁰⁾

(v) 以上より normative science 或いは political science としての Ins. Ecs. を特徴づける方法が、Myrdal の所謂 institutional approach であるということが明らかにされたが、institutional approach というものの理解を更に深めるために、引き続き社会諸科学の統合に関する Myrdal の所論更にはそれと関連する統一された或いは統合された接近 (unified or integrated approach), 及び超専業的接近 (transdisciplinary approach) について考察し、institutional approach がこの様な手法と不可分の関係にあることを明らかにしよう。なお以下の考察は G. Myrdal, The unity of social sciences (F) に依拠して行われる。

Myrdal の所論は次の如くである。

① 社会諸科学の統合という観念が Myrdal に生じたのは 1930 年代の初頭に彼がスウェーデンにおける平等問題にとりくんでいたときのことであった。⁽⁹¹⁾ Myrdal は理論経済学の専門家として研究生活を始めたのであるが、自らの理論が社会改革 (social reforms) の研究にとって不十分な道具しか提供していないことをこのときに知る様になる。何故ならその様な理論は生産とか分配とかの経済的要因をのみとりあげており、平等問題の解決に不可欠な人間諸関係を媒介せる思考が欠陥していたからである。⁽⁹²⁾

② そして Myrdal は次の様な考えをいだくにいたる。即ち、現実には経

(90) 以上①～③は、Myrdal ⑧ p.88～89.

(91) Myrdal は、自らの研究生活を「理論派」段階 ('theoretical' phase) と「制度派段階 ('institutional' phase) に区別している (G. Myrdal Against the stream, p.140～141. 邦訳 p.143)

(92) cf. Myrdal ⑧ p.327.

済学的、社会学的、心理学的等々の問題は存在せず、ただ問題が存在するだけであり、その様な問題は混合的であり複合的であるということが、それである（つまり、実在せる実践的諸問題は、経済学的、社会学的、心理学的等々の諸問題が入り混ったその意味で複合的な性質を持っているということが主張されているのである、筆者）。

④ この様な混合的にして複合的な現実の諸問題を扱うに際しては諸事実間の因果関係を考察しなければならないが、そのためには社会諸科学の認識成果の媒介的統合が不可避となる。それ故に伝統的な学問間の境界に固執し各学問の境界内に閉じこもることは合理的とはいえぬであろう。つまり、社会諸科学の領域における個別的諸学問（separate disciplines）の境界維持は単に研究や教育における専業化（specialization）という便宜（convenience）に役立つために存在しているにすぎず、実際上の（practical）正当性を持っているのみで、いかなる論理的な正当性をも持っていないといわざるをえないのである。かくて Myrdal は専門分化した諸学問間の境界を超えるとする自己の欲求を抑制することが出来なくなる。又 Myrdal は実践的諸問題の解決のために自らの専門分野を超えて研究を進めることには困難が伴うことを認めつつも、その様な困難は克服不可能ではなくディレッタンティズムに陥ることなしに可能であると述べている。⁽⁹⁴⁾

⑤ unified or integrated approach は全体社会システム（entire social system）という概念によって更には計画（planning）によって全体社会システムの上向運動を始動させうる如き誘発された変化（induced changes）を生み出すという目的によって嚮導せられねはならない。⁽⁹⁵⁾

⑥ 開発のための計画に対する unified or integrated approach に向っての新しい動きは、経済学以外の他の社会諸科学の重要性の強調を含むべきである。他の社会諸科学とくに社会人類学（social anthropology）社会学、心理

(93) この声明は重要であるから、原文を提示しておく。「in reality there are no economic, sociological, or psychological, etc., problems but just problems, and they are all mixed and composite.」(Myrdal ④P.327)

(94) cf. Myrdal ④P.317～328.

(95) Myrdal ④P.331.

学等々は直接に institutions や attitudes を研究の対象としているので経済学者が unified approach を行うに際しては人間行動についてこれらの社会諸科学が提供している知識を活用しなければならない。⁽⁹⁶⁾

Ⓐ 例えは開発のための計画を立案するという課題を解決するにあたって、unified or integrated approach が直面する真の困難は、おそろしいほど多様でかつ運動している複合的な実在 (complex reality) を扱わねばならぬということである。そしてそのためには全体的社会システムの中のあらゆる諸条件やそれらの変化の間の相互作用を今以上に詳細にそしてもっと論理化された形でとらえねばならないであろう。これこそが真の困難である。⁽⁹⁷⁾

Ⓑ 学際的接近 (interdisciplinary approach) の試みは既に半世紀以上前から存在しているが、他方社会諸科学の内部における専門分化の進展も顕著である。そして学際的接近は現状では満足できる様な貢献を行ったとはいがたい。従って学際的接近よりもむしろ超專業的接近 (transdisciplinary approach) の試みの方が信頼度が高い。自らの知識を拡大しようとする経済学者とか、開発のための計画立案という研究領域に入り込もうとする文化人類学者の方が信頼度が高いといいうるであろう。かくして伝統的な学問間の境界は体系的に超えられねばならない。⁽⁹⁸⁾

⑨ 低開発諸国の開発問題への unified or integrated approach に対する最近の声高な要求は国連内の様々の機関の決議とか国連が招集した専門家達の研究やレポートの中に反映されているが、要求せられているものは事実上低開発諸国の研究への institutional approach と私 (Myrdal) が呼んだところのものである⁽⁹⁹⁾ (ここににさきに考察した institutional approach と unified or integrated approach とが実質上同一のものであるということが示されている、筆者)

(vi) 以上我々は社会諸科学の統合、unified or integrated approach 更には transdisicplinary approach についての更にはそれらと institutional

(96) Myrdal ⑧ p.330.

(97) Myrdal ⑧ p.331.

(98) Myrdal ⑧ p.331.

(99) cf. Myrdal ⑧ p.330.

approach との関係についての Myrdal の所論を明らかにしてきたが、以下要点を整理し若干の説明限定をつけ加え、最後に institutional approach の一応の規定を与えることにしたい。

④ 実在せる実践的諸問題は既述の如き混合的で複合的な性質を持っているが故に、特定の個別的専門科学の認識成果を媒介するだけではこの様な問題の解決は計りえず、社会諸科学の認識成果の媒介的統合が不可欠であること（仮りに特定の実践的問題が経済学的問題であるということが証明せられるならば、経済学のみによってこの様な問題の解決は計りうるがその様な証明は殆んどの場合不可能であるということになる）。

⑤ 社会諸科学の統合とは従って実践的諸問題の解決のために社会諸科学の認識成果を媒介的に統合することであるが、単に統合のための統合が求められているのではなく、特定の実践的問題の解決という視点からの統合、つまりはその様な問題に導かれた必要にして不可避的な統合が求められており、それ故にまたこの様な統合は実現可能であると思われること。

⑥ この様な形での社会諸科学の統合を試みることが、unified or integrated approach ということになるであろう。

⑦ unified approach に際しては entire social system という概念によって更には計画によって entire social system の上向運動を始動させる如き誘発された変化を生み出すという目的によって嚮導されねばならないと述べられていたが、我々は entire social system という概念の代りに entire system (全体システム) という概念を用いてこの部分を次の如く修正したい。即ち unified approach は (i) entire system の動態をとらえるという視点によって、更には (ii) その行使によって entire system に上向運動をひきおこす様な或いはその下向運動を阻止する様な政策手段を発見するという考え方によって、導かねばならないということ、がそれである。なお、entire social system ではなく entire system という概念を用いる理由は Kapp がいう様に、自然系 (physical system) 或いは生態系 (ecological system) を開かれたサブ・システム (open sub-system) の一つとしてとり入れることが必要であると考えるからである。つまり entire system とは自然系或いは生態系を含んだ各種の開かれたサブ・システムの相互限定的関連と規定しうるものであり、entire social

system + physical system or ecological system ということになるであろう。

㊂ unified approach は、社会諸科学の統合を行うにあたって、interdisciplinary approach よりは、transdisciplinary approach を試みなければならないということ、interdisciplinary approach とは個別的専門諸科学或いは諸学問の研究に従事する複数の専門家が何んらかの問題従って実践的諸問題の解決のために協働するということであるが、Myrdal はその様な協働は各研究者が自らの専門領域を超えることなく行われることと、専門分化の極度な進展の故に、十分な意思疎通を欠き、満足しうる成果をあげていないと考えているのである。他方 transdisciplinary approach とは何んらかの実践的問題の解決に必要な範囲内で、個々の研究者が単独で自らの専門外の諸科学の認識成果を吸収するという形で伝統的な学問間の境界を超えるということと考えられる。いう迄もなくこの方法にも大きな困難が伴うわけであるが Myrdal は、例えば、低開発諸国の開発問題に关心を持っている文化人類学者とか、この様な問題の研究に際して経済学以外の社会諸科学の認識成果の吸収に努力している経済学者の方が、信頼がおけると考えているのである。そして我々は誰よりも Myrdal 自身がニグロ問題や低開発諸国の開発問題の研究に際してこの様な transdisciplinary approach を実践し、一定の成果をあげてきたことに注目しなければならない。又この様な transdisciplinary approach を試みている複数の研究者の協働ということは考慮に値するといひうるし、この様な協働によってのみ相互の学問的意思疎通が可能となると思われることを付言しておきたい。

㊃ unified approach 従って、又 transdisciplinary approach に際して媒介的に統合せられる諸々の認識成果を社会諸科学の認識成果に限定することには、合理的根拠を見出すことは出来ぬであろう。Myrdal は社会諸科学の統合という次元で論じているが、Kapp の場合には彼の関心が環境破壊の問題に向けられていることもあって、社会諸科学の外に自然諸科学をも加えて諸科学更には諸学問の統合ということが主張されるものと予想される。そして我々も又主張はここまで徹底せられねばならぬと考えている。

㊄ 既述の様に社会諸科学の統合という問題は Myrdal にあっては、あくまでも何んらかの実践的問題の解決という視点から考えられている。従って、

Myrdal は、この様な統合に際しての共通の概念的枠組の如きものを直接に追求しているわけではない（我々は、Myrdal の研究成果の解明を介して、そこで何んらかの統合のための概念的枠組が使われているかどうか、使われているとしたらそれはどの様なものであるかを、発見しなければならぬであろう）。そして Myrdal が提唱しているものは、この様な統合に際しての考え方（それは概念的枠組にいたる以前のものといえよう）なのであり、それこそが彼の所謂 *institutional approach* ということになるであろう。そこで最後に今迄の考察をもとに *instiutional approach* なるものを構成する諸要素を再規定することにしよう。それらは次の如くである。即ち、(i) 價値前提を明示化して何んらかの実践的問題の解決のためのプログラムを立案を志向しつつ、研究を進めるということ、(ii) *entire system* の動態をとらえるという視点によって導かれるべきこと、(iii) その行使によって *entire system* の上向運動を引き起す様な或いはその下向運動を阻止する様な政策手段を発見するという考え方によって導かれるべきこと、(iv) 諸科学の統合、つまりは *unified approach* が試みられねばならず、その際 *interdisciplinary approach* よりは *transdisciplinary approach* が試みられねばならぬこと、がそれである。この様に *institutional approach* なるものは、これらの諸要素から成り立っているのであるが、このかぎりではいまだその概略が明らかにせられたにすぎぬであろう。そこで以下、若干の限定を与えることにしたい。即ち、(i) このアプローチは、*attitudes* とか *institutions* といった所謂非経済的因素（non-economic factors）を *relevant factors* として考慮すべきことを強調しているが、このことが、*institutional approach* という名称の由来となっていると思われる。又、Myrdal はこのアプローチを *holistic approach*（全体論的接近）とも呼んでいる。⁽¹⁰⁰⁾ (ii) このアプローチの理解を深めるためには *entire system* とは何か、*entire system* の動態をどの様な論理によってとらえるのかといった問題の考察が不可欠であるが、我々は、一種のシステム論的接近、並びに、C.C.C の原理の重視といった Ins. Ecs. のきわだった主要特徴についての考察に際して、これらの点をより詳細に論じることにしたい。(iii)

(100) Myrdal @P.328.

entire system の動態把握はまず positive analysis のレベルで行われねばならないが（この際 C. C. C の原理が用いられる），これをもとに次に normative analysis が行われるのである。このとき因果の範疇を介した思考から，目的手段の範疇を介した思考への Kapp の所謂思考の逆転が行われるわけで，これによって始めてプログラムの立案が可能となるのである。

(vii) 低開発諸国の開発問題の研究にとって社会諸科学の一つである文化人類学 (cultural anthropology) の認識成果の媒介は不可欠であるが，この様な媒介をめぐって生じる問題点を以下 Myrdal に従って明らかにしよう。なおこの様な考察は institutional approach にとって不可欠である社会諸科学の統合，従って，unified approach や transdisciplinary approach に際して媒介せらるべき社会諸科学の研究主体が備えていなければならぬ一つのしかし重要な要件を明らかにかするであろう。

① Myrdal はアメリカにおけるニグロ問題 (An American Dilemma) 及び南アジアの低開発諸国における開発問題 (Asian Drama) の研究に際して，文化人類学の研究成果を活用したが，この作業は文化人類学の現状への批判をも生み出した。⁽¹⁰¹⁾

② 文化人類学者は戦前より一貫して後進地域 (backward regions) の研究を行っている。しかし彼等の研究には次の如き特徴がある。即ち(i) 研究は静態的 (static) な概念を使って進められている。つまり彼等は後進地域における様々の要因間の累積的循環的な因果関係を明らかにしようとはしていない。このため彼等の南アジアの村落研究では，人口圧力，栄養面の欠陥，健康面の障害，学校教育の方向や内容等々の考察は行われていないし，更に，これらの諸条件の変化が開発に与える影響についての考察も行われていない。(ii) 彼等は研究対象である全体社会システム (entire social system) がどの様にしたら上向運動を開始するかを見出すことに努力しなかったし，開発のため計画というタームで考えることを困難であると思っている。従って諸々の変化は攪乱 (disturbance) としてとらえられている。(iii) 彼等は後進地域において人々がどの様に生活しているかを見出すために努力しているが，その考察は局

(101) Myrdal ⑤ p.327.

所に限定されている。例えば後進地域における様々の社会関係（血族関係（kinship）やインドにおけるカスト制度の如き）の研究といった彼等の伝統的な⁽¹⁰²⁾テーマに考察は限定せられている。

（八）文化人類学者の研究の現状を Myrdal はこの様に批判的にとらえているが、それにも拘らず開発のための計画にとって文化人類学者の助力は不可欠である。例えばインドの村落の健康状態に関する研究が文化人類学者によって行われるならば、彼等はそれが単純な医学上の問題ではないことを見抜くであろうが、この様な研究は開発のための計画にとってきわめて価値のあるものである。更に教育の状況に関する研究も開発のための計画にとってきわめて重要であるから、次の様な研究が文化人類学者によって行われることが望ましい。即ち、文盲に関する人口統計、学校への登録に関する行政上の統計、文盲の実態の調査、どれだけの数の子供達がどの様な規則性で学校に通っているかということの調査、学校教育、成人教育の学生達にとってもつ意味、つまり彼等の能力、態度、世界観に照らしてそれらが何を意味しているか等々の研究がそれである。⁽¹⁰³⁾

（九）開発のための計画に関する研究は現状にあっては経済学者が独占している。そして彼等はそのために unified or integrated approach が必要であることを認識し始めている。しかしこのことは我々が非経済的要因（non-economic factors）と呼んでいるものに責任のある他の社会学者からの体系的批判が原因となって生じてきたのではなく、開発のための計画に関する研究に従事している若干の経済学者、政治家、行政官の実際上の経験が原因となって生じてきたのである。つまり彼等には開発のための計画に関する研究にはより広範な知識上の基盤が必要であることが分ってきたのである。けれどもこの様な経済学者が他の社会学者とくに文化人類学者の認識成果を活用しようとしても、後者は前者に必要な情報を十分に提供しえぬのが現状である。何故なら、文化人類学者が研究によって発見したもの（findings）は適切に組織化せられていないからであり、それは彼等が開発のための計画というタームで思考

(102) cf. Myrdal p.330.

(103) cf. Myrdal p.331.

することに慣れていないからなのである。⁽¹⁰⁴⁾

㊂ 経済学者は他の社会科学者には見出しにくい一つの特性を持っている。200年以上にわたる伝統の中で経済学者はある意味ではすべて political economists であったし、それ故に彼等は世界全体のために、或いは一国のために、マクロモデルを作ったり、それをもとに経済計画を立案したりすることに慣れているのである。そしてこの様な経済学者の特性は社会的には有用な傾向であるといわざるをえない。従って開発のための計画はこの様な経済学者の特性を生かし保持しつつ、しかし同時に unified or integrated approach に向って進まねばならない。そしてこの様な動きは他の社会諸科学の研究の重要性を強調することを含意している。何故なら、社会学、文化人類学、社会心理学等々は、attitudes や institutions を直接に研究対象としているが、それ故にこそ彼等の仕事は経済学者が開発のための計画をより統合され、統一されたものとする上で必要不可欠にして適切なる情報を提供するものと期待されるべきものといえるからである。⁽¹⁰⁵⁾

(viii) 以上の Myrdal の所論から、次の諸点が明らかになるであろう。

① 低開発諸国の開発にとって、開発のための計画 (planning for development) を立案することが不可欠であるが、その際 unified or integrated approach が必要であること。

② 文化人類学は unified approach に際して媒介せらるべき社会諸科学の一つであること。

③ 文化人類学の認識成果の媒介は必要不可欠であるが、必要不可欠であるからといって、その様な媒介が常に可能であるとは限らないということ。

④ 文化人類学が媒介に値する認識成果を提供しうるためには、文化人類学者が一定の要件を備えていることが必要であるが、現状においては、彼等はその様な要件を備えているとはいえないということ。

㊂ 文化人類学者に関するこの様な議論を一般化するとき次の如く論じうるであろう。即ち、何んらかの実践的問題を解決するために unified approach を行うに際して任意の社会科学が媒介に値する認識成果を提供しうるためには

(104) cf. Myrdal ⑧ p.331.

(105) cf. Myrdal ⑧ p.330.

は、当該社会科学の研究者が一定の要件を備えていることが必要である、がそれである。そしてこの要件に関しては次の如く考えうるであろう。

Myrdal が批判する文化人類学者の特徴は次の如きものであった。即ち、実践的諸問題を解決するためのプログラムの立案ということを志向せず分析が static であり、局所的な研究にとどまっていること、がそれである。従ってこの指摘から逆に、文化人類学者が備えていなければならない上述の要件が明らかになる。即ち、(i) 明示的な価値前規のもとで実践的諸問題を解決するためのプログラムの立案を志向すべきこと、(ii) 動態的 (dynamic) な分析を行うべきこと、(iii) 全体との関連の中で局所の研究を行い、全体の把握を目指すべきこと、がそれである。そしてこの様な要件は、残余の社会学者にも妥当するであろう。

⑧ 動態的な分析を行い、全体との関連の中で局所を研究し、全体の把握を目指すべきであるということは、entire system の動態を把握するという視点によって導かれるべきであるということであろう。換言すれば、各種の開かれたサブ・システムの相互限定的関連としての entire system の動態をとらえるという認識目的に導かれつつ、entire system をつくりあげている様々の factors の一部を、とくに個別的専門科学としての当該社会科学の固有の認識対象としてとりあげ、その研究に相対的に優位性を示しつつも、しかし transdisciplinary approach を試みる等あくまでも entire system の動態把握を目指すべきであるということであろう。そしてこの様な動態分析に際しては、C.C.C の原理による事象の論理化が試みられねばならず、更に entire system の動態把握という認識目的自体が明示的な価値前提のもとで実践的諸問題を解決するためのプログラムを立案するというより根本的な目的によって規定せられていなければならぬということ（つまり、その行使によって、entire system の上向運動を引き起こす如き、或いはその下向運動を阻止する如き政策手段を発見するという考え方によって導かれねばならず、従って positive analysis から normative analysis への思考の逆転が行われねばならぬということ）になるであろう。

⑨ この様に考えてくると unified approach を行うに際して任意の社会科学が媒介に値する認識成果を提供しうるために当該社会科学の研究者が備え

ていなければならぬ要件とは、彼が既述した如き institutional approach を実行するということと考えざるをえないであろう。けれども、個別的専門科学としての社会諸科学の研究者がその様な立場で holistic な性質を持った institutional approach を実行するということは論理的に矛盾せることであるから、我々はこの様な要件を個別的小専門科学としての社会諸科学の研究者は同時に二重的に institutional approach を実行する institutionalist でもなければならぬという様に考えざるをえないであろう。

(ix) 以上の諸考察にもとづいて、最後に Myrdal が我々社会学者につきつけていいる要求とは何かを明らかにすることにしよう。それは次の如く要約しうるであろう。

① 上述せる如く、個別的小専門科学としての任意の社会科学の専門的研究者は同時につまり二重的に institutionalist でもなければならぬということ。そしてこのことは彼による institutionalism 或いは institutional economics への理解と共鳴を要求しているということにもなるであろう。

② 彼は価値前提を明示化しつつ、解決を迫られている実践的問題を特定し、その解決のためのプログラムの立案を志向しなければならない。そしてそのかぎり彼は一個の normative or political scientist として何んらかの実践的問題に関する専門家とならなければならない。

③ 実践的諸問題の解決のためには institutional approach が不可避であるから、normative or political scientist としての彼は、自らこの様なアプローチを試みなければならぬが、このことは、彼が unified approach、従つて又 transdisciplinary approach を試みるということを含んでいる。そして transdisciplinary approach を試みるということは、彼がもはや自らの専門分野である当該社会科学の境界内に閉じ込もらぬということを意味しているがそれ故に彼はもはや通常の意味での専門家ではなくなっていることに注意しなければならない。

④ しかし彼が相対的にその優位性を示しうる知識の領域は残されているし、又残されねばならぬ（それは、彼が専攻する当該社会科学の領域である）その意味では、彼は依然として専門家であるし、専門家でなければならぬ。つまり彼は、特定の実践的諸問題に関して institutional approach を駆使す

る専門家であると同時に、二重的に当該社会科学の専門家でもあるということになるのである。

㊣ この様な二重の意味での専門家としての彼は、自らの専攻する社会科学の認識成果を *institutional approach* に際して媒介に値するものにまで改良するための努力を行わねばならないが、この様な二重的な立場こそが、彼の努力を成功に導く必要不可欠な要件なのである。

この様に Myrdal は Gimmel 以来の社会科学における専門分化の進展を一方で容認しつつも、他方でその弊害を自覚しそれを克服すべく一見過酷とも思われる要求を提示しているのであるが、この様な要求は実は Myrdal が誰よりも自らに課したものであり、彼は一個の研究者として可能なるかぎりこの様な要求に忠実であったし、それ故にまた一定の成果をあげたことに我々は注意しなければならぬであろう。要するに彼が求めている社会学者の理想像（しかしそれは決して実現不可能なものではなく、我々は Myrdal に、その近似物を見出しうるであろう）とは、部分を全体との関連で把握し自らが専門とする部分の研究に相対的優位性を示しつつも、しかしあくまでも全体の把握を実践的諸問題の解決を志向しつつ、又それ故にこそ試みる如き存在というこ^(L)とになるであろう。

(L) 以下、Myrdal の見解と題した一連の考察を目次の形を借りて整理しておこう。

3. Myrdal の見解

- (i) 伝統的経済学が本来 *normative science* であったことの評価と批判
 - (ii) 研究に際しての価値前提の明示化の強調
 - (iii) 低開発諸国の開発問題への *institutional approach* について
 - (iv) *institutional approach* は先進資本主義諸国がかかえている実践的諸問題の解決のためにも必要であること
 - (v) *institutional approach* と社会諸科学の統合、*unified approach*, *transdisciplinary approach* との関連について
 - (vi) *institutional approach* の規定
 - (vii), (viii), *institutional approach* が可能となるための研究主体の備えるべき要件について
 - (ix) Myrdal の要請をめぐって
- 以上である。

4. Ins. Ecs. の本質理解にかかる若干の問題への論及

以上我々は、Ins. Ecs. とくに現代の Ins. Ecs. が normative or political science であることを明らかにするために、Kapp 及び Myrdal の所論を解説してきたのであるが、ここで次の様な若干の問題について簡単に論じておくことにしよう。即ち、(i) Ins. Ecs. は所謂 economics あるのかという問題、(ii) Ins. Ecs. は normative science であるとしてもどの様な種類の normative science であるのかという問題、(iii) Ins. Ecs. という名称は妥当であるのか、更には制度派という訳語は適切であるのかという問題がそれである。

(i)について、

所謂 economics とは、個別的専門科学としての経済学ということであるが、Inc. Ecs. はその様な意味での経済学であるとはいえないであろう。何故なら今迄の考察から明らかな様に Ins. Ecs. は実践的諸問題の解決のためのプログラムの立案を志向しつつ、institutional approach を試みるものであるが、institutional approach を試みるということは unified approach 従って又 transdisciplinary approach を試みるということであり、そのためには社会諸科学の認識成果を媒介的に統合することが不可避であるから、どの様に考えてみても Ins. Ecs. を個別的専門科学としての経済学と等置することは出来ぬであろうからである。つまり個別的専門科学としての経済学は媒介的に統合せらるべき諸々の認識成果を提供する社会諸科学（より正確には諸科学）の一つにすぎぬということになるのである。もとより実践的諸問題の性質に応じて、媒介的に統合せられる社会諸科学の間には軽重の相違が生じるが、かといって、特定の社会科学従って又経済学が特別の位置を占めるということではなく、それらはいはば対等の立場に立つものといいうるであろう。

(ii)について

Ins. Ecs. は実践的諸問題の解決のためのプログラムの立案を志向するという意味で、normative or political science であるが、この様な Ins. Ecs. の規定に際しては、実践的諸問題を特定の問題に限定する必要は何ら存在しないことに注意しなければならない。実践的諸問題には例えば経済問題、人種

差別問題の様な社会問題、教育問題、宗教上の問題、環境問題、戦争や平和にかかる問題等々様々な問題が含まれているし、その中にはその本質を把握しにくい様な問題も存在するであろう。そしてこれらの諸問題は相互に複雑に関連しているであろう。そして Ins. Ecs. を特徴づける institutional approach はこの様な問題のどれに対しても適用可能であると考えられているわけである。今任意の実践的問題を X とすると Ins. Ecs. の一般的規定はこの様な問題 X の解決のためのプログラムの立案を志向し、そのために institutional approach を採用するという意味で normative science であるということになるが、X を種々に限定するときその種類に応じて様々な Ins. Ecs. が生れると考えることが出来るであろう。例えば Myrdal は American Dilemma においてはニグロ問題つまり人種差別問題にとりくんでいるし、Asian Drama や The Challenge of World Poverty においては低開発諸国の開発問題にとりくんでいる。又 Kapp にあっては環境問題が最も重要なもののとしてとりあげられている。従って、Ins. Ecs. は所謂経済政策の科学であるとか、所謂社会政策の科学であるという様に限定しうるものではなく、それ故に Ins. Ecs. の研究はこれらの政策諸科学に共通しかつそれらの基礎となる方法つまり institutional approach なるものを明らかにする（例えば Myrdal の所説に即しつつ）という点でとくに意義を持つものと考えねはならぬであろう。そしてこのことが、我々をして「経済・社会政策と制度派経済学」という表題を選ばせた理由でもあるのである（実践的諸問題の解決のための様々な政策を我々は経済・社会政策という一語によって表わそうとしているのである）。

(iii)について、

① Ins. Ecs. という名称は妥当であるのかという問題は次の二面から考察せられねばならない。即ち、① institutional という限定句の妥当性と② economics という名称の妥当性、がそれである。

② まず①に関する我々の見解を明らかにしよう。それは次の如くである。即ち、①a) Ins. Ecs. の諸特徴を我々は、Vにおいて列挙しておいたが、そのことから明らかな様に institutional という限定句の使用は、institutions や institutional behaviour の重視という Ins. Ecs. の一つの特徴にのみ着目し

てこの経済学を規定することになるので、その点に問題がある。つまり institution や institutional behaviour の重視というこの経済学の持つ一つの特徴のみが、一方的に強調されることによって残余の重要な諸特徴を適切に伝ええないということと、そのためにこの経済学への理解を歪めてしまうということとが、この様な限定句の使用に伴う問題点ということになる。

⑥ Kapp が指摘していた様に、現代アメリカの institutionalist は Ins. Ecs. という名称に代えて、evolutionary economics という名称を使用している。⁽¹⁰⁶⁾ しかしこの名称に関しても④と同様の議論が成立するであろう。何故なら、evolutionary という限定句はこの経済学の一つの特徴にすぎない独自の変化観を強調しうるにとどまるからであり、そのことによって残余の諸特徴を伝ええないからである。換言すれば、正常裡には C.C.C の原理によって動態過程を論理化しうるということと、その背面にある伝統的経済学の安定均衡の考え方に対する批判的立場はこの経済学の重要ではあるが一つの特徴にすぎぬということに注意する必要があるのである。

⑦ この様に考えてくるとこの経済学のもつ諸特徴のどれかに着目して限定句を選ぶという試みには問題があることが明らかになるが、かといってこの経済学の本質を適確に伝えうる名称を見出すことは、決して容易なことではない。例えば Kapp は論文④の中で以下の如く社会経済学 (social economics) という名称を使用している。即ち ‘伝統的な経済学と対比して、経済分析の本質や範囲や目的に関して真っ向から対立する見解をとる制度派経済学、または社会経済学の伝統について述べる’⁽¹⁰⁷⁾ がそれである。社会経済学という名称は institutional economics や evolutionary economics という名称にくらべてはるかに優れていると思われるが、しかしこの名称によってもこの経済学のもつ normative or political science としての特徴は適確に伝えないとえよう。⁽¹⁰⁸⁾ 従ってこの特徴を強調するために（一つの特徴に着目するとすればこの特

(106) 拙稿「現代制度派経済学序説(1)」(大阪府大経済研究昭和59年8月) p. 8.

(107) カップ「環境破壊と社会的費用」柴田、鈴木訳岩波書店 p.161.

(108) これ以外に、我々が社会経済学という名称をもっと狭い意味で使用しているという事情もあるのである。例えば、拙稿「人間欲望と社会関係(1)」(大阪府大経済研究昭和54年4月)脚註(2) p. 2 を参照されたい。

徵が最も適切であるが) political economy という名称を選ぶならば、直ちにこの経済学が批判する伝統的経済学との混同が生じてくる。この様な次第でこの経済学のための適切な名称を見出すことははなはだ困難なのであるが、この問題をひとまず放置したまま、問題②の考察に移りたい。

(M) もう一点述べておかねばならぬことがある。それは Ins. Ecs. や Institution-alism という原語の邦訳が制度派経済学や制度主義として定着してしまっているということである。Institution とか institutional という原語を制度とか制度的と訳すことには、我々は次の如き問題があると考えている。それは、institution というものを法制度の如きものと考えてしまうというおそれである。Institution とは既に考察した様に、人間や集団、組織体等の‘社会’の思考や行動を規定し方向づける慣習としての枠組或いは鉄型のことであって、勿論実効性のある法制度を含んでいるが、それ以外に様々のこの様な枠組を含んでいることに注意しなければならない。例えば学問的思考を規定し方向づける枠組としての所謂パラダイムの如きものも、institution ということになるのであるが、この様なパラダイムを制度と呼ぶことは、日本語の使い方としては、きわめて不自然であるといえよう。けれども、この場合にも長年にわたる慣行の故に、仮りに適切な訳語を発見しうるとしても（このこと自体も甚だ困難である）それを定着させることは決して容易ではないであろう。従って我々は institution, institutional, institutionalism という原語を、表題以外のところでは、用いることにしたい。

⑤ economics という名称の妥当性に関しては、さきに、Ins. Ecs. は所謂 economics であるかという問を提示し、我々の解答を示しているので、そのことから、economics という名称は妥当ではないと結論しうるのであるが、ここでは、それにも拘らず economics という名称を使い続けるとしたら、それはどの様な意味を帯びることになるかという問題、更には economics という用語以外の適切なる表現はないであろうかという問題を、考えることにしよう。

⑥ まず第1の問題からとりあげよう。結論からいうと economics という名称を用い続けるとしたら、その場合の economics とは実践的諸問題中の、経済問題の解決のためのプログラムの立案を志向する normative science ということにならざるをえぬであろう。ところでここで注意すべきことはこの様な経済問題と経済学的問題とは通常は同一ではないということである。既に述べた様に Myrdal は実在せる実践的問題は経済学的、社会学的、心理学的等々の問題ではなく、それらが混りまじった複合的な性質を持っていると述べ

ているが、このことから経済問題も又この様な性質を持っていると考えられるが故に、それを経済学的問題と単純に等置することは出来ぬからである。なお経済学的問題には、経済学上の純粋に学問的な問題の外に、経済学の認識成果のみの媒介によって解決可能な実践的问题（それは経済問題ということになる、そしてこの場合には、経済問題＝経済学的問題ということになる）が含まれるであろう。なお経済問題の規定は経済の本質をどの様にとらえるかということとも関連してくるが、我々は人間の様々の欲望の充足に不可欠な財調達の側面とくに物財の調達の側面に生じる障害という様に考えることにしたい。⁽¹⁰⁹⁾

(b) 次に第2の問題を考えよう。以上で明らかにされた様に経済問題とは通常は個別的専門科学としての経済学の認識成果のみの媒介によっては解決しえぬものであるから、その様な経済問題の解决のためのプログラムの立案を志向する normative science を institutional 'economics' と呼ぶことは適切ではないといえよう。何故なら、economics という用語は通常は、個別的専門科学としての経済学という意味で用いられていると思われるからである。この様に我々は economics という用語を用い続けることは適切であるとは考えていないが、それではどの様な名称が適切であろうか。我々の考えは次の如くである。即ち、実践的諸問題の一つである経済問題の解决のためのプログラムの立案を志向する normative science は practical economical science と呼ばれることが適切であろう、がそれである。いう迄もなくこの名称は、economical という形容詞によって経済問題解决への志向を表わし、practical とい

(109) 経済の本質に関しては前掲拙稿 (p.63~69)において、一応の見解を明らかにしているが、それはいまだ不徹底である。しかし本文の叙述は、そこでの経済本質観にもとづいている。不徹底であるというのは、我々が経済というものを物財の調達といいきっていないということであるが、用役（物財以外の財）の調達ということが、そのために不可欠な物財の調達を伴わざるをえないということを考えるとき、その様な用役の調達も結局は物財の調達に還元しうるが故に、その意味で、経済を物財の調達と規定してもよいであろう。そしてこのときには、経済問題とは端的に物財の調達面に生じる障害ということになり、その様な障害は出来るかぎり合理的に克服せられねばならぬから、ここに、economizing という経済のもう一つの意味（ボラニーのいう形式的意味）が関連してくることになるのである。なお我々は経済の本質に関するこの様な徹底した見解について、再度、考察する機会を見出したいと考えている。

う形容詞によってそれが、 normative or political science であることを表わそうとしているわけである。なお我々のこの様な名称への着想は Myrdal が economical science (経済科学) という用語や、 Praktische Nationalökonomie という用語を用いていることに示唆されたものであることを述べておこう。

④ 以上 2 つの問題に答えてきたが、このことは Ins. Ecs. を常に practical economical science と呼ぶことが出来るということではない。既に述べた様に Ins. Ecs. は実践的問題 X の解決のためのプログラムの立案を志向するものであって、経済問題はその様な問題の一つにすぎぬからである。従って我々は Ins. Ecs. を一般的には practical social science (実践的社会科学) と呼ぶ以外になく、それは、実践的問題が種々に限定されることによって practical economical science (実践的経済科学) となったり、それ以外のものとなったりすると考えざるをえないである。

⑤ 更にもう一点指摘しておく必要のあることは我々が経済問題と経済問題以外の実践的問題、例えば人種差別問題の経済的側面とを区別しているということである。実践的問題はどの様なものであれ、その内部に経済的側面を含んでいるから、この様な区別は必要であろう。そしてこの様な経済的側面とは実践的問題例えば人種差別問題を解決する上で不可欠なる財とくに物財の調達面ということであるが、この様な側面を含んだ実践的問題例えば人種差別問題はまさに practical social science としての Ins. Ecs. が扱うものであって、その際経済的側面との関連で個別的専門科学としての経済学の認識成果の媒介が特別の意義を持つてくるということになるであろう。

以上で経済・社会政策と制度派経済学というテーマの考察を終り、このテーマに関するかぎり、後は既述した補論 (Kapp の所謂生存上の社会的最低限という基準の考察) を残すのみとなった。又、IV4. で考察した事柄は一見末稍的な名称の問題を扱っている如く思われるかも知れないが、我々にとってはそれらは Ins. Ecs. の本質を理解する上で不可欠のものと思われることをここで

(110) Myrdal が用いている economical science (経済科学) という用語の含意に関しては大阪大学の大林信治氏との私的な談話に負うところが大である。但し論述上の責任はいっさい筆者にある。

付言しておきたい。但し以下の考察においては、依然として Ins. Ecs. or Institutionalism という表現が用いられるであろう。

(続く)